

(案)

大阪狭山市下水道事業
経営戦略

令和 6 年 3 月

大阪狭山市 水資源部

目次

第1章 下水道事業経営戦略改定の趣旨と位置付け	1
1 改定の趣旨	1
2 経営戦略の改定にあたって	1
3 経営戦略の位置づけ	1
4 計画期間	2
第2章 下水道事業の現状と課題	3
1 大阪狭山市の概況	3
2 処理区域内人口と有収水量	3
(1) 行政区域内人口、処理区域内人口の推移	3
3 下水道施設の改築・更新	4
(1) 管きよ	4
(2) ポンプ場	5
4 地震対策	6
(1) 下水道BCP	6
5 浸水対策	7
(1) ハザードマップの更新と調整池事業	7
6 維持管理	8
(1) 包括的民間委託	8
7 経営の状況	9
(1) 財政状況	9
(2) 下水道使用料の状況	10
(3) 他団体と比較した経営状況	11
8 組織の状況	13
第3章 基本方針と主要施策	14
1 基本方針と主要施策	14
基本方針Ⅰ：安全で安心なまちづくりの推進	15
(1) 予防保全型維持管理に基づくストックマネジメントの実施	15
(2) 浸水対策施設整備の推進	16
(3) 震災時にも下水道機能が維持できる対策	17
基本方針Ⅱ：良好で住みよい環境づくりの推進	17
(1) 良好な水環境の保全	17
基本方針Ⅲ：未来へつなぐ持続的な下水道経営	18
(1) 下水道の財政見通しと経営基盤強化	18
(2) 官民連携を含めた民間活力の推進	18
(3) わかりやすい下水道情報の提供	19
2 施策目標	20
第4章 投資・財政計画	21

1	経営目標の設定.....	21
2	投資・財政計画.....	22
	(1) 投資試算.....	22
	(2) 財源試算.....	22
	(3) 投資・財政計画の試算結果.....	25
	(4) 2024（令和 6）年度から 2033（令和 15）年度の 投資・財政計画（計画期間 10 年間）	26
	(5) 原価計算表	29
3	財政計画の再試算.....	30
	(1) 財源試算.....	30
	(2) 2024（令和 6）年度から 2033（令和 15）年度の 投資・財政計画（計画期間 10 年間）	33
第 5 章 業務目標		36
1	ロードマップ.....	36
	(1) 業務目標	36
	(2) 業務目標達成に向けた取組み	36
2	PDCA.....	37

第 1 章 下水道事業経営戦略改定の趣旨と位置付け

1 改定の趣旨

下水道は、市民の環境衛生の向上および都市の健全な発達に寄与し、公共用水域の水質の保全に資するために欠かすことのできない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。

本市では、1968（昭和 43）年に下水道事業の認可を取得した後に、供用を開始し、「市内全域公共下水道」を目標に事業を進め、2002（平成 14）年には汚水処理人口普及率 99.9%を達成しました。一方で、少子化・高齢化、核家族化、人口減少や節水機器の普及による有収水量の減少に伴い、下水道使用料収入が減少傾向にあるとともに、下水道施設の老朽化、原材料価格の上昇やエネルギー価格の高騰、労務単価の引き上げにより維持管理費用が増加傾向にあります。この傾向は今後も続く見込みとなっており、下水道事業を取り巻く環境はより一層厳しいものになると予想されます。

本経営戦略はこのような経営環境が厳しさを増す状況において、環境の変化に適切に対応し、持続的に安定した経営を行っていくために、下水道事業の経営計画を明確にし、現状と課題を踏まえた中長期的な経営の取組方針を示すために改定するものです。

2 経営戦略の改定にあたって

総務省は、「経営戦略策定・改定ガイドライン」において、「「経営戦略」は策定して終わりではなく、毎年度、進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3 年から 5 年ごとに改定していく必要がある。」としています。

そのため、2023（令和 5）年度で本経営戦略の前期が終了となることから、過去 5 年間（2019（令和元）年度から 2023（令和 5）年度）の本経営戦略における各目標の達成度の検証及び評価を基に、今後の施策や投資・財政計画を見直し、より質の高い「経営戦略」となるよう、本経営戦略を改定します。

なお、「経営戦略策定・改定ガイドライン」に基づき、今後 5 年ごとに本経営戦略の改定を行います。

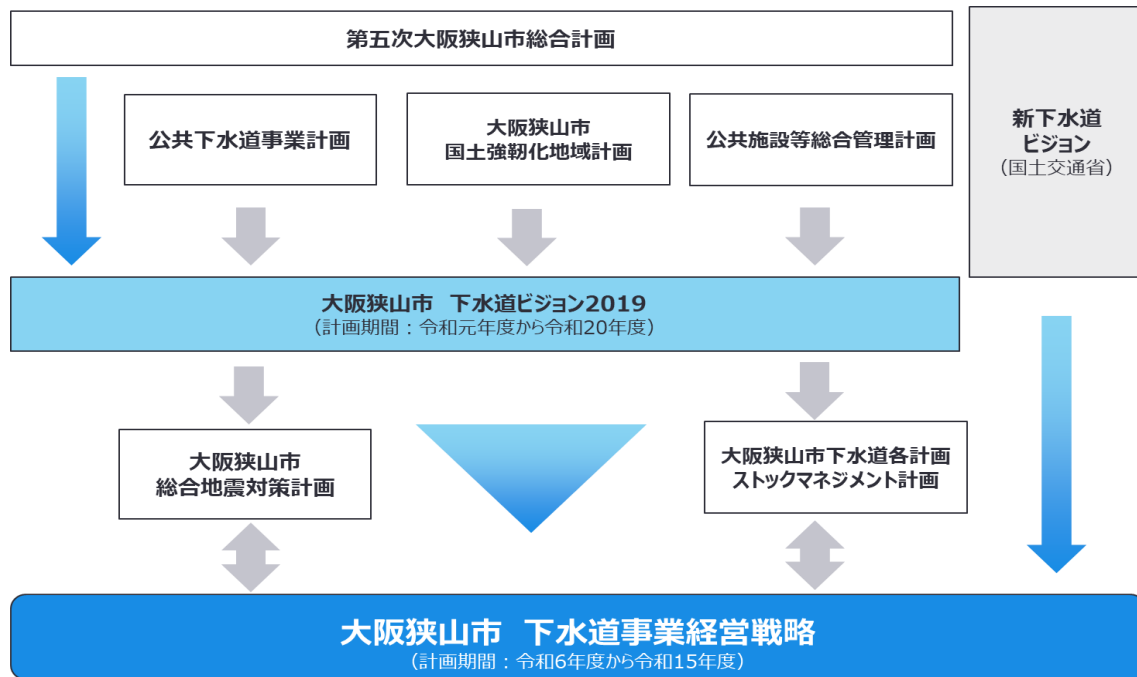
3 経営戦略の位置づけ

本市では、2016（平成 28）年度に地方公営企業法の全部適用¹を受け、2019（令和元）年に下水道事業の効率的な整備と維持管理や、安定的な事業経営を図るために、国が策定した「新下水道ビジョン」を踏まえ、「持続」と「進化」の実現に向けて取り組むべき施策を明確にすることを目的に、計画期間を 20 年間とした「大阪狭山市下水道ビジョン」を策定しています。また、2021（令和 3 年）度に上水道事業が大阪広域水道企業団に事業統合したことから、下水道事業は地方公営企業法の財務適用に移行し、事業を進めてまいりました。

本経営戦略については、「大阪狭山市下水道ビジョン」に掲げる政策の実現をさらに確かなものとするために、中長期的な基本計画を定め、今後 10 年間の進むべき方向性を示すものです。

¹ 地方公営企業法が定める財務規定のみのならず、すべての規定を適用すること。全部適用により、公営企業としての独立性が強化され、今まで以上に経営に必要な効率性で効果的な取組が可能となる

【経営戦略の位置付け】



4 計画期間

「下水道事業経営戦略」の計画期間は、2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間とします。

第2章 下水道事業の現状と課題

1 大阪狭山市の概況

本市は、1968（昭和 43）年に「市内全域公共下水道」を掲げ、都市計画下水道事業に着手し、市内全域が汚水と雨水を別の管に流す分流式公共下水道です。1973（昭和 48）年には約 43%程度だった下水道処理人口普及率は、1985（昭和 60）年から急激に増加し、2002（平成 14）年には、ほぼ 100%に達成しています。これまで汚水先行型で整備し、2022（令和 4）年度末時点の総延長は、汚水 196 km、雨水 66 kmの合計 262 kmです。本市の下水道は、汚水整備を市域 2 つの処理区（狭山処理区、今池処理区）で構成しています。なお、本市は単独公共処理場²を有していないため、汚水は全て大阪府が管理する狭山水みらいセンターおよび今池水みらいセンターにて処理し大和川及び東除川へ放流しています。

また、2022（令和 4）年度における下水道処理人口普及率を大阪府内の近隣都市³と比較すると、近隣都市の平均値 91.7%に対して、本市はほぼ 100%であり、大阪府内第 6 位で近隣都市と比較しても上位の普及率となっています。

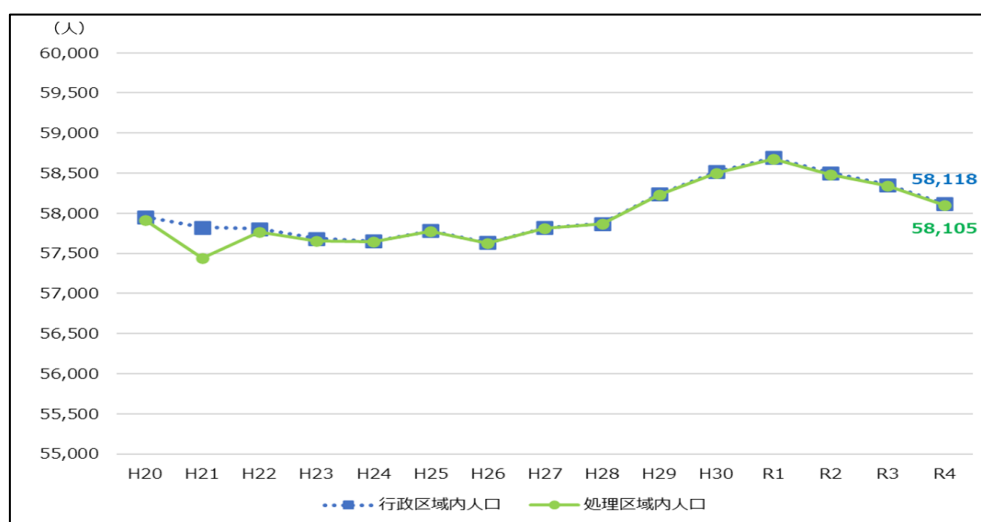
2 処理区域内人口と有収水量

（1）行政区域内人口、処理区域内人口の推移

本市では、大阪府流域下水道⁴の整備にあわせて、下水道事業認可区域を拡大し整備に努めた結果、2002（平成 14）年には下水道処理人口普及率は、ほぼ 100%に達しています。

行政区域内人口⁵及び処理区域内人口⁶は 2019（令和元）年度まで緩やかに増加傾向にありましたが、2019（令和元）年度以降は減少傾向に転じており、今後さらなる少子化・高齢化や節水機器の普及による下水道使用料収入の減収等、下水道事業を取り巻く環境が益々厳しくなると予想されます。

【行政区域内人口と処理区域内人口】



² 1 つの自治体で有する下水の終末処理場

³ 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市を近隣都市としている

⁴ 二以上の市町村の区域にわたる広域的な下水道で、流域内の各市町村から発生する下水を効率的に集めて処理する下水道

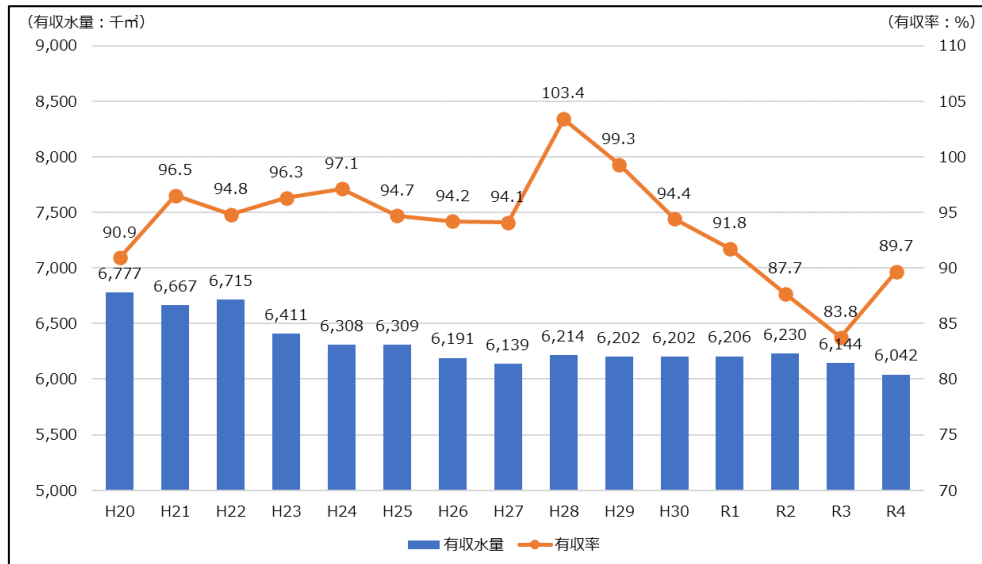
⁵ 住民基本台帳年報を基本とした人口（世帯数）

⁶ 汚水処理施設の処理能力に対応する人口

(2) 有収水量、有収率の推移

人口の減少や節水機器の普及により有収水量⁷は減少傾向にあります。また、大雨や管きよ⁸の老朽化に伴う不明水の増加により有収率⁹も減少傾向にあり、90%を下回る状況となっています。今後は、不明水¹⁰対策として管更生¹¹などの取組を進め、有収率の増加に取り組む必要があります。

【有収水量と有収率】



3 下水道施設の改築・更新

(1) 管きよ

本市が保有する管きよの約 57%は狭山ニュータウンに代表される宅地開発時に一度に大量に整備され、民間から本市に移管されたものです。また、移管された管きよのほとんどが 1966（昭和 41）年度から 1976（昭和 51）年度に整備されたものです。下水道管きよの標準耐用年数は 50 年であることから、初期開発で整備された管きよは供用開始から耐用年数を経過しており、老朽管として位置付けられます。また、整備期間が一時期に集中しているため、一斉に多くの管きよが老朽管となり、経年劣化による施設の機能不全等が懸念されています。

老朽管は今後さらに増加することから、改築・更新などの効率的かつ効果的で長寿命化¹²を含めた計画的な対策が必要となります。

⁷ 下水道処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量

⁸ 家庭や工場等の下水を処理場まで流す施設のこと

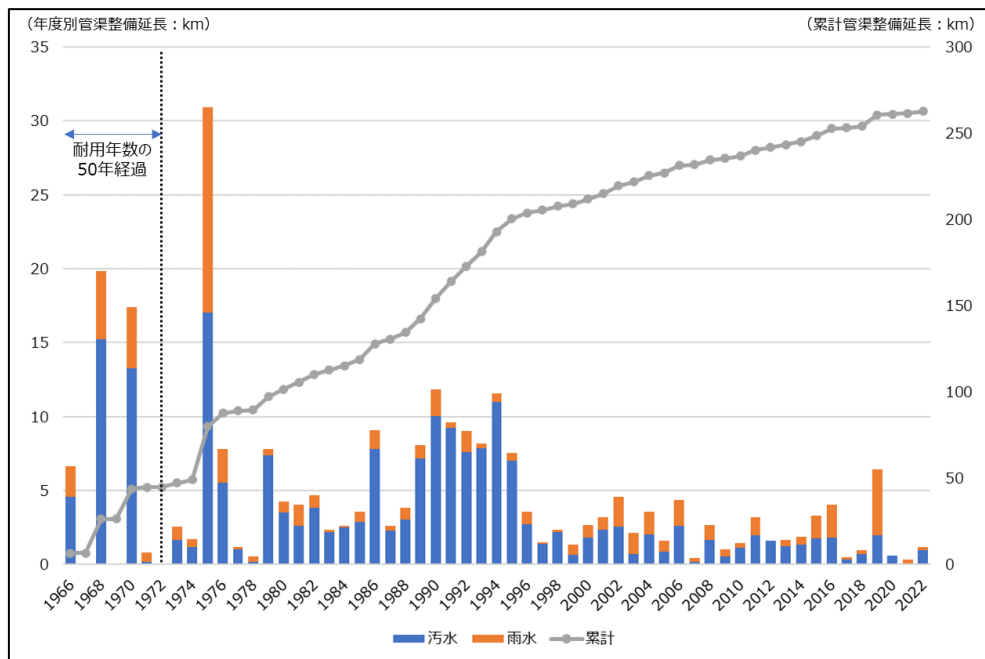
⁹ 処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合

¹⁰ 汚水の下水道管に何らかの原因で侵入する雨水や地下水のこと

¹¹ 老朽化した管きよの機能を回復させるための修復工事

¹² 下水道施設の老朽化による事故や機能停止を未然に防止するため、ライフサイクルコスト最小化の観点で踏まえ計画的な改築を推進すること

【管きよの布設年度別整備延長】



(2) ポンプ場

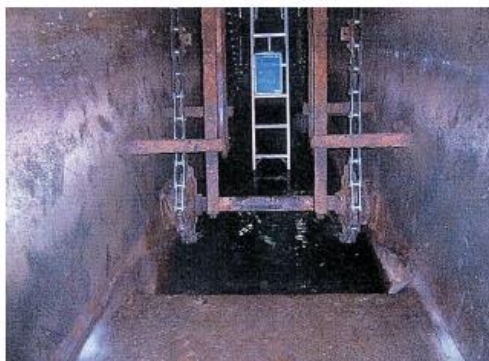
東野中継ポンプ場は、市内における大部分の汚水を「狭山水みらいセンター」に送水するため、1980（昭和 55）年 9 月に供用を開始した汚水中継ポンプ場です。

2012（平成 24）年度に策定された長寿命化計画においては、供用開始当初から設置されている機械・電気設備の経年劣化や、あわせて実施した耐震診断においても構造物の耐震性能が不足していることが明らかになりました。

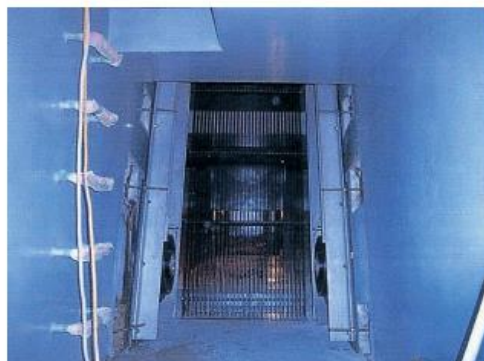
そこで、本ポンプ場の改築、耐震化は優先度の高い重要施策として、2014（平成 26）年度から 2018（平成 30）年度に長寿命化計画事業として改築工事を実施し、耐震化を図りました。

(ア) 計画的な点検・調査に基づく、修繕・改築の実施

長寿命化計画に基づいたポンプ場の改築工事は、2018（平成 30）年度に完了していますが、東野中継ポンプ場は汚水の送水施設として非常に重要な機能を有しています。そのため、今後もストックマネジメント計画¹³に基づいた点検・調査および修繕・改築を実施していく必要があります。



ポンプ場沈砂池(改築工事前)



ポンプ場沈砂池(改築工事後)

施設概要

名 称	東野中継ポンプ場
位 置	大阪府大阪狭山市東野中五丁目地内
排除方式	分流式
ポンプ場種類	汚水中継ポンプ場
計画水量	0.103 m ³ /秒=6.18 m ³ /分
供用開始年月	1980（昭和 55）年 9 月
ポンプ編成	φ250×6.5 m ³ /分×2 台 φ250×6.2 m ³ /分×1 台

4 地震対策

(1) 下水道 B C P¹⁴

下水道は日々の日常生活において、重要なライフラインであり、大規模な地震発生時においても機能の維持が求められます。しかしながら、1995（平成 7）年以前に建設された古い管きよについては、阪神・淡路大震災を契機に定められた耐震基準に適合しないものもあるため、大地震発生時には、破損し、トイレやお風呂などが使えなくなるおそれがあります。

また、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災時の被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策が必要となります。

本市では、2016（平成 28）年度に「大阪狭山市下水道 B C P（地震編）」を策定しており、想定さ

¹³ 下水道を資産として捉え、下水道施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算制約を考慮して下水道施設を計画的、効率的に管理する手法及びその計画のこと

¹⁴ Business Continuity Plan の略で事業継続計画のこと。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと

れる大規模災害への備えとして、自治体としての行政機能の維持・確保や早期回復を図っていく取組みや必要な手順を取りまとめています。

また、2017（平成 29）年度には「大阪狭山市下水道総合地震対策計画」の計画の見直しを行い、重要な管きよの耐震診断、耐震化工事、災害用マンホールトイレの整備を進めています。

なお、2018（平成 30）年度から 2019（令和元）年度の 2 箇年事業で地域防災計画に位置付ける指定避難所 14 箇所中すべてに災害用マンホールトイレの整備を行いました。



（ア）地震対策施設の整備と下水道 BCP の運用

地震対策については、「第 1 期大阪狭山市下水道総合地震対策計画」（2017（平成 29）年見直し）に基づき、重要な管きよの耐震診断、耐震化工事、災害用マンホールトイレの整備を進め、これら施設の維持管理を行っています。

また、2019（令和元）年度には、地震対策の実施状況を踏まえて、今後実施する地震対策について「第 2 期大阪狭山市下水道総合地震対策計画」を策定しています。「大阪狭山市下水道 B C P（地震編）」では、想定される大規模災害への備えとして、自治体としての行政機能の維持・確保や早期回復を図っていく取組みや必要な手順を取りまとめています。

さらに、2019（令和元）年に策定した「第 2 期大阪狭山市下水道総合地震対策計画」の計画期間は、2024（令和 6）年で終了します。そこで、2024（令和 6）年度内に 2025（令和 7）年から 2029（令和 11）年までの 5 年間の「第 3 期大阪狭山市下水道総合地震対策計画」を策定する予定です。

5 浸水対策

（1）ハザードマップ¹⁵の更新と調整池¹⁶事業

（ア）内水ハザードマップ¹⁷の更新

効果的な自助・共助を導くためのソフト対策として「内水ハザードマップ」を 2019（令和元）年度に作成・公表し、平常時から市民と行政間で内水による浸水に関する情報を共有することにより、自助と共助の

¹⁵ 地震・台風・火山噴火などにより発生が予測される被害について、その種類・場所・危険度などを示した災害予測地図

¹⁶ 開発等により増加した河川に流出する雨水を一時的に貯める池

¹⁷ 市街地に降った雨が、下水道や水路に流しきれないことにより、浸水が想定される区域などの情報をまとめたマップ

意識、防災意識の向上を図りました。

「内水ハザードマップ」は地形の変更等に対応するため定期的な見直しが必要であり、2025（令和 7）年度に更新を予定しています。

（イ）西除川第二排水区雨水調整池事業

急速な宅地化の進展や異常気象により頻発する集中豪雨等で雨水流出量が増大し、浸水被害も発生しています。池尻北一丁目地区の長年被害を受けてきた浸水被害を解消するため、2017（平成 29）年から 5 年間にわたり整備を進めました。



完成（上空写真）



埋め戻し前（上空写真）



内部の様子

（幅 13.7m×延長 28.2m×高さ 6m）



調整池へ流入の様子

（貯留量 1,878.64 m³）

6 維持管理

（1）包括的民間委託

現在、本市では、所管する下水道管路施設（管きょ、マンホール、マンホール蓋、ます、取付管）の効率的な維持管理の実現に向けて、2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度までの 5 年間、管路施設を対象に日常の維持管理（24 時間 365 日の市民からの問い合わせ対応）、点検・清掃・補修等と一部の改築工事をパッケージ化した包括的維持管理業務を民間事業者に委託しています。

これにより、維持管理レベルの向上、市民サービスレベルの向上、市民の安全と安心の確保に努めています。また、ポンプ場施設については、運転管理、日常の維持管理、点検等を対象に維持管理業務を民間委託しています。

(ア) 包括的民間委託による維持管理の推進

2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度までの 5 年間で第 1 期の包括的民間委託期間とし、2021（令和 3）年度から 2025（令和 7）年度の 5 年間で第 2 期の包括的民間委託期間として進めており、現在は、次期委託の更なる効率的・効果的な維持管理を目指して検討しています。

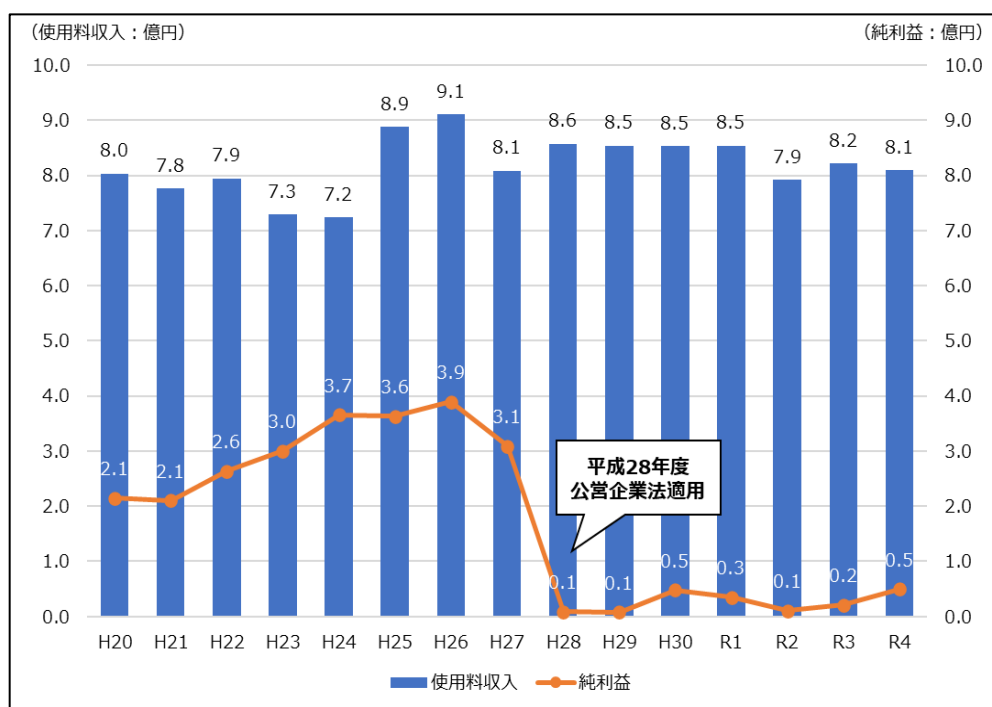
7 経営の状況

(1) 財政状況

(ア) 使用料収入と純利益

有収水量の減少により使用料収入¹⁸は減少傾向にあり、近年は毎年約 8 億円前後で推移しています。また、平成 28 年度の公営企業会計¹⁹導入に伴う減価償却費²⁰等の計上により、純利益²¹は近年 1 億円未満で推移しており、将来の改築・更新のための資金確保が困難な状況となっています。

【使用料収入と純利益】



¹⁸ 汚水を処理するために必要な経費について、下水道利用者が排出した汚水の量に応じて負担するもの

¹⁹ 地方公共団体が特別会計を設けて運営する事業の会計で、株式会社等と同様に発生主義と複式簿記が採用される

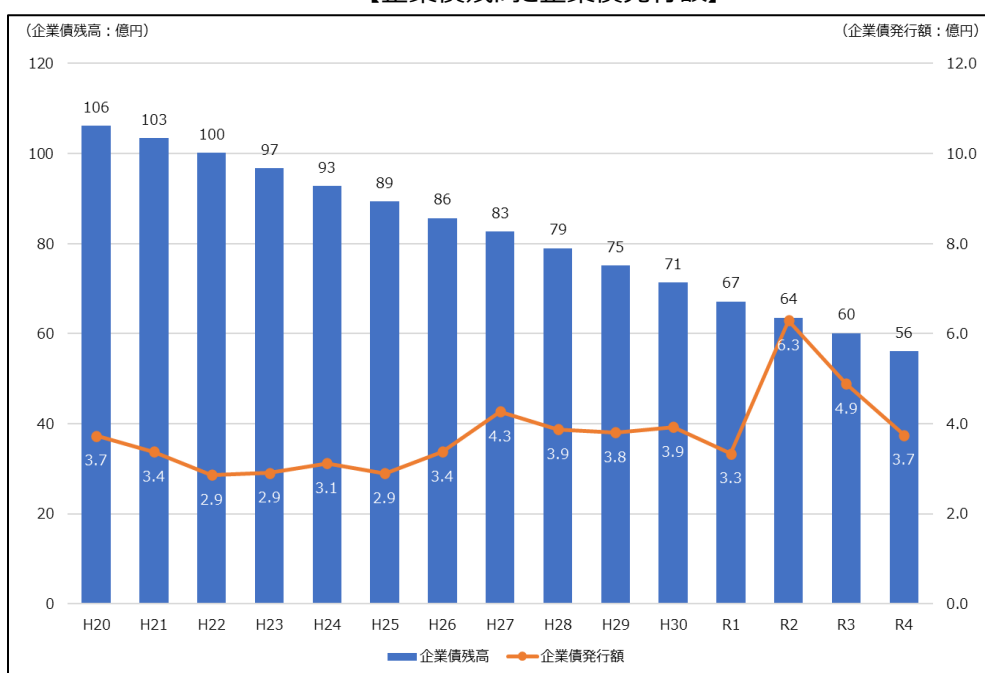
²⁰ 建物や設備等を購入した場合、その購入価格をいったん資産として計上した後、当該金額を資産の耐用年数にわたって定期的に費用として配分される金額

²¹ 年度の総合的な収支状況を表し、総収益から総費用を差し引いた数値で、その数値がプラスであれば当年度純利益（黒字）であり、マイナスであれば当年度純損失（赤字）となる

(イ) 企業債残高と企業債発行額

計画的に企業債²²残高の減少に取り組んでおり、新規の企業債発行を極力抑制してきた結果、企業債残高は着実に減少を続けており、2022（令和4）年度末の企業債残高は約56億円となっています。今後は、施設の更新に必要な資金需要や一般会計からの繰入金²³の状況を見極めつつ、企業債の発行額は適正な水準を維持していく必要があります。

【企業債残高と企業債発行額】



(2) 下水道使用料の状況

(ア) 使用料体系

本市の下水道使用料は下の表のとおりです。本市では1968（昭和43）年から使用料を徴収しております。使用料体系は、基本水量制²⁴を採用しており、1か月あたり排水量が10m³までの場合は基本料金²⁵のみ、1か月あたり排水量が10m³を超えた場合には基本料金に加えて当該排水量に応じた超過料金²⁶を徴収する体系となっています。

【下水道使用料（1か月単位・税抜き）】

区分	基本料金		超過料金(1m ³ につき)	
	水量	使用料	水量	使用料
一般汚水	10m ³ まで	900円	10m ³ を超え20m ³ まで	112円
			20m ³ を超え30m ³ まで	133円
			30m ³ を超え50m ³ まで	156円
			50m ³ を超え100m ³ まで	178円
			100m ³ を超え1,000m ³ まで	230円
			1,000m ³ を超える分	265円

²² 建設投資のための借入金

²³ 市町村の一般会計から公共下水道事業会計に繰り入れされるもの

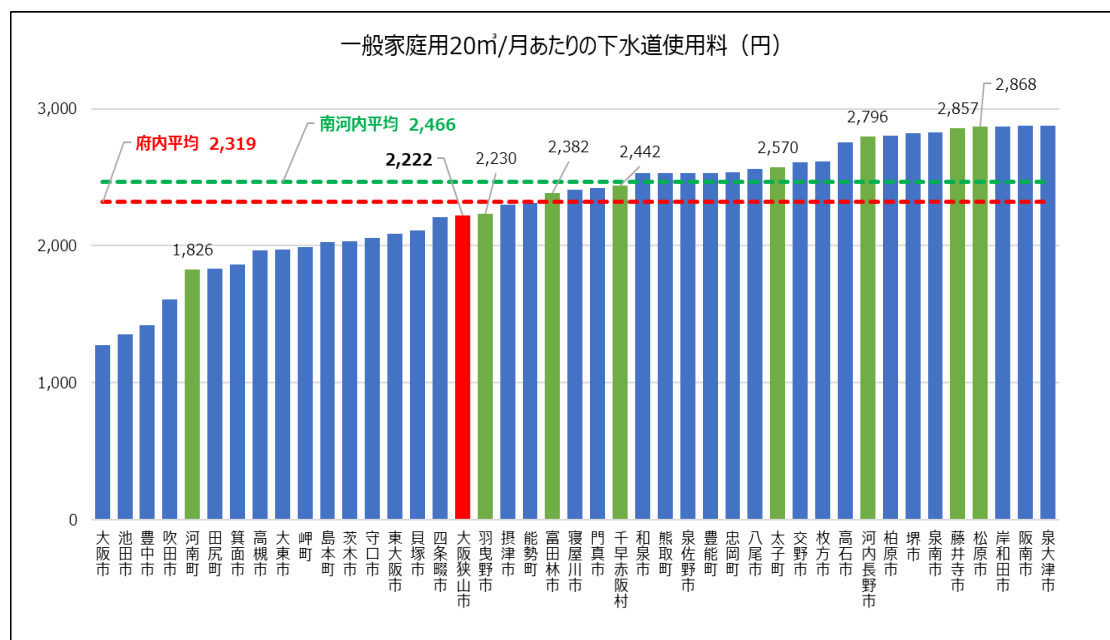
²⁴ 一定の水量の範囲での使用に対して、超過料金を賦課せず、定額の基本料金だけの負担とする料金設定の方法

²⁵ 使用量の有無に係わりなく下水道使用料が賦課されるもの

²⁶ 使用量の多寡に応じて下水道使用料が賦課されるもの

(イ) 使用料水準

2021（令和 3）年度の経営比較分析表をもとに、大阪府内における一般家庭用 20 m³/月あたりの下水道使用料を比較すると、本市の使用料水準は 2,222 円（税込）となっており、大阪府内平均・南河内地域平均のいずれよりも低い使用料となっています。



(3) 他団体と比較した経営状況

経営状況について、本市と類似団体²⁷及び南河内他団体との比較を行いました。本市以外の数値は、総務省が公表している 2021（令和 3）年度経営比較分析表によるもの（自己資本構成比率は経営指標算出元データをもとに本市独自で算出したもの）です。

【経営指標の比較】

経営指標		大阪狭山市 (R4)	類似団体 平均 (R3)	南河内 平均 (R3)	富田林市	河内長野市	松原市	羽曳野市	藤井寺市	太子町	河内町	千早赤阪村	(参考) 堺市 (R3)
経営の健全性	有収率 (%)	89.6	86.1	90.8	89.1	83.6	89.2	91.5	91.5	94.0	93.7	94.0	82.8
	経常収支比率 (%)	103.2	106.9	104.3	106.8	108.0	97.4	113.5	105.5	99.3	100.0	-	106.7
	流動比率 (%)	65.3	72.9	26.8	49.5	27.2	16.6	18.0	35.6	14.7	26.1	-	49.0
	企業債残高対事業規模比率 (%)	509.6	734.4	1335.1	500.1	1415.4	1559.7	1713.7	1774.8	802.7	1579.3	-	904.0
	自己資本構成比率 (%)	74.2	66.9	54.7	68.5	52.1	40.3	46.3	49.3	64.4	62.1	-	49.0
経営の効率性	経費回収率 (%)	94.0	90.6	97.5	114.6	139.4	93.5	86.1	98.8	86.2	64.1	-	117.0
	汚水処理原価 (円/m ³)	142.3	138.5	143.2	116.9	106.1	165.5	150.2	157.2	151.0	155.5	-	148.8
	水化率 (%)	97.1	94.2	92.5	94.4	95.9	92.6	87.9	90.2	90.8	95.7	-	95.8
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率 (%)	23.8	25.2	12.3	18.3	19.30	10.18	11.42	9.88	7.25	10.22	-	41.65
	管渠老朽化率 (%)	16.35	2.02	3.13	11.11	4.64	0.00	6.14	0.00	0.00	0.00	-	14.46
	管渠改善率 (%)	0.16	0.24	0.09	0.15	0.10	0.00	0.35	0.00	0.00	0.02	-	0.47

²⁷ 処理区域内人口別区分、処理区域内人口密度別区分、供用開始後年数別区分により類型化した区分

分析結果は下記のとおりであり、管きよの老朽化が著しく高く、老朽化の進行が早いことが課題となります。

経営指標		指標の意味	分析結果
経営の健全性	有収率	有収率が高いほど使用料徴収の対象とすることができない不明水が少なく、効率的であるということがいえますが、有収率を高めるためには相応の修繕等の費用を要します。	類似団体及び南河内平均と概ね同水準です。
	経常収支比率	単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。数値が 100%未満の場合は単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要です。	類似団体及び南河内平均よりも悪い数値であり、下水道事業にかかる費用を使用料収入や一般会計からの繰入金で賄う割合が他団体よりも低い結果となっています。
	流動比率	一般的に 100%を下回るということは、1 年以内に現金化できる資産で、1 年以内に支払わなければならない負債を賄っておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。	南河内平均よりは良い数値ですが、類似団体平均よりは悪い数値であり、類似団体に比べると現預金などの手元資金が少ない結果となっています。
	企業債残高対事業規模比率	明確な数値基準はないと考えられますが、一般的に当該数値が低い方が経営の健全性が図られていることを意味します。	類似団体や南河内平均よりも良い数値であり、類似団体に比べ将来世代に対する負担が低い傾向にあります。
	自己資本比率	数値が高ければ高いほど、経営の健全性が図られていることを意味します。	類似団体や南河内平均よりも良い数値であり、類似団体に比べ将来世代に対する負担が低い傾向にあります。
経営の効率性	経費回収率	数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。	類似団体平均よりは良い数値ですが、基準となる 100%を下回っており、汚水処理にかかる費用を使用料収入で賄えていない状況です。
	汚水処理原価	明確な数値基準はないと考えられますが、一般的に当該数値が低い方が経営を効率的に行われていることを意味します。	類似団体平均よりも悪い数値であり、さらなる経営の効率化が必要と考えられます。
	水洗化率	一般的に数値が 100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要です。	類似団体平均や南河内平均よりも良い数値であり、他団体に比べ水洗トイレを設置して汚水処理している割合が高い傾向にあります。
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率	明確な数値基準はないと考えられますが、一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができます。	類似団体平均よりは良い数値ですが、南河内平均より悪い数値であり施設の老朽化が類似団体よりも進んでいる傾向にあります。
	管きよ老朽化率	明確な数値基準はないと考えられますが、一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができます。	類似団体平均や南河内平均よりも悪い数値であり、管きよの老朽化が他団体よりも進んでいる傾向にあります。
	管きよ改善率	類似団体平均より悪い数値であり、管きよの改善が今後一層必要になってくるものと考えられます。	類似団体平均より悪い数値であり、管きよの改善が今後一層必要になってくるものと考えられます。

なお、経営指標の計算式、指標の見方は以下のとおりです。

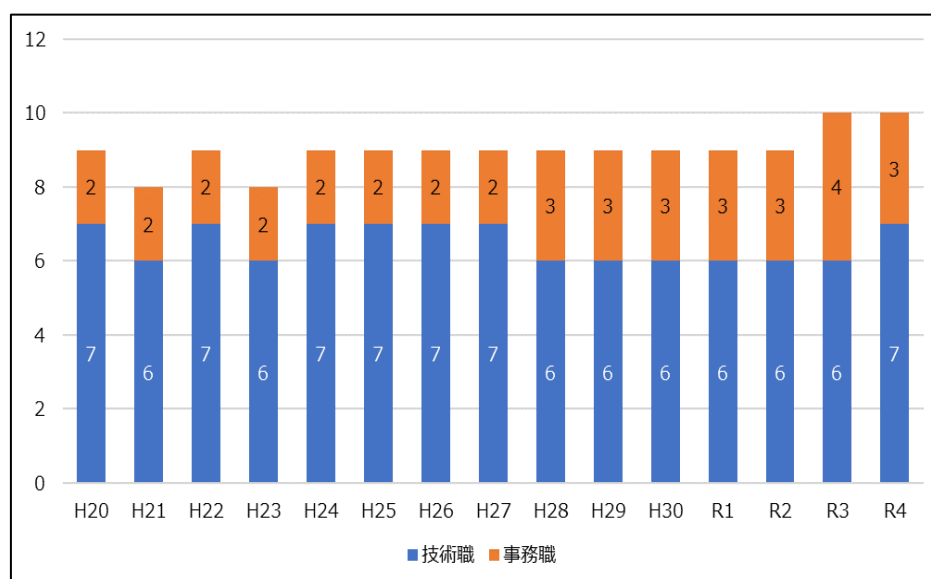
↑ 高いほど良いことを表す ↓ 低いほど良いことを表す

指標	計算式	指標の意味	指標の見方
有収率（％）	年間有収水量÷汚水処理水量	処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合を表す指標	↑
経常収支比率（％）	経常収益÷経常費用	経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示す指標	↑
流動比率（％）	流動資産÷流動負債	短期債務に対する支払能力を示す指標	↑
企業債残高対事業規模比率（％）	（企業債現在高-一般会計負担額）÷（営業収益-受託工事収益-雨水処理負担金）	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標	↓
自己資本構成比率（％）	（資本合計+繰延収益）÷負債資本合計	負債資本合計に対する自己資本の割合であり、世代間の負担割合を表す指標	↑
経費回収率（％）	使用料収入÷汚水処理費用（公費負担分を除く）	下水道使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標	↑
汚水処理原価（円/㎡）	汚水処理費用（公費負担分を除く）÷年間有収水量	有収水量1㎡当たりの汚水処理に要した費用	↓
水洗化率（％）	現在水洗トイレ設置済人口÷現在処理区域内人口	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗トイレを設置して汚水処理している人口の割合	↑
有形固定資産減価償却率（％）	減価償却累計額÷償却対象資産の帳簿原価	償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標	↓
管渠老朽化率（％）	一定（法定耐用）年数を経過した管渠総延長÷下水道布設延長	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表す指標	↓
管渠改善率（％）	改善（更新・改良・維持）管渠延長÷下水道布設延長	当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標	↑

8 組織の状況

2016（平成 28）年度に地方公営企業法の全部適用を受け、2020（令和 2）年度まで上下水道部として事業を運営していましたが、2021（令和 3）年度に上水道事業が大阪広域水道企業団へ移行したことに伴い、これまで上下水道事業は地方公営企業法の全部適用を受け一体で経営等の事務処理をしていた職員が大阪広域水道企業団へ移行したことから、下水道を担う部署として経営等の担当職員が必要となり人員が 1 名増え、2022（令和 4）年度時点では技術担当職員 7 名、事務担当職員 3 名の計 10 名となっています。

【職員数の推移】



第3章 基本方針と主要施策

1 基本方針と主要施策

本市は3つの基本方針、7つの施策を掲げ、下水道事業を展開しています。

基本方針Ⅰ：安全で安心なまちづくりの推進

施策	具体的な項目
(1) 予防保全型維持管理に基づくストックマネジメントの実施	ア) スtockマネジメント計画の策定 イ) 管路施設の点検・調査 ウ) 管路施設の修繕・改築 エ) ポンプ場施設の点検・調査 オ) ポンプ場施設の修繕・改築
(2) 浸水対策施設整備の推進	ア) 雨水調整池・雨水管きよの整備 イ) 内水ハザードマップの更新
(3) 震災時にも下水道機能が維持できる対策	ア) 汚水・雨水幹線の耐震化 イ) 総合地震対策計画の策定

基本方針Ⅱ：良好で住みよい環境づくりの推進

施策	具体的な項目
(1) 良好な水環境の保全	ア) 下水道の機能維持

基本方針Ⅲ：未来へつなぐ持続的な下水道経営

施策	具体的な項目
(1) 下水道の財政見通しと経営基盤強化	ア) 下水道使用料の適正なあり方の検討 イ) 人材の確保・育成 ウ) 経営戦略の策定
(2) 官民連携を含めた民間活力の推進	ア) 包括的民間委託の推進 イ) 広域化・共同化の検討
(3) わかりやすい下水道情報の提供	ア) 啓発イベントへの出展 イ) マンホールカードの配布

基本方針Ⅰ：安全で安心なまちづくりの推進

(1) 予防保全型維持管理²⁸に基づくストックマネジメントの実施

今後、老朽化した下水道施設の増加が見込まれることから、国は 2015（平成 27）年度に下水道法を改正し、新たに「維持修繕基準」を創設しました。また、2016（平成 28）年度には、これまでの下水道長寿命化支援制度を発展させた下水道ストックマネジメント支援制度が創設されました。下水道事業のストックマネジメントとは、事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的として、明確な目標を定め、中長期的な視点で施設の状態を把握・評価・予測しながら、施設の維持管理・修繕・改築を一体的に捉え、計画的かつ効率的に管理することです。

本市においても持続可能な下水道事業を実現するために効率的な点検・調査を行い、修繕・改築を進めていくため、2016（平成 28）年度から下水道管路包括的民間委託を行っています。また、下水道処理機能への影響や維持管理コストの削減に向け、不明水対策にも取り組んでいます。

(ア) スtockマネジメント計画の策定

中長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進行状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体の管理の最適化を図るために、2019（令和元）年度にストックマネジメント計画を策定しています。計画では、管路施設（管きよ、マンホール、マンホール蓋、ます、取付管）とポンプ場施設についてそれぞれ適切な点検・調査計画、修繕・改築計画を定めています。

第 1 期ストックマネジメント計画は、2019（令和元）年度から 2023（令和 5）年度の期間で終了し、第 2 期ストックマネジメント計画は、2024（令和 6）年度から 2028（令和 8）年度の期間で進めています。

(イ) 管路施設の点検・調査

改正下水道法において腐食のおそれ大きい排水施設では、5 年に 1 回以上の頻度で点検することとされています。それぞれの管路施設の点検・調査を行う頻度や、優先順位、単位および項目を決定し、経過年数等に応じて計画的に点検・調査を実施しています。

(ウ) 管路施設の修繕・改築

点検・調査により施設の劣化状況を把握し、その結果を基に、修繕・改築工事に係る優先順位の基本方針の決定を行います。また、中長期的で健全な下水道事業の運営を念頭に、改築等方法・時期・費用等の実施計画を検討し、効率的・効果的な修繕・改築計画を策定します。この計画に基づき管路施設の修繕・改築を行い、あわせて管路施設の耐震化および不明水対策も図ります。

三津屋川第 10・11 号雨水幹線は、狭山ニュータウン造成時に築造された構築物で、設置後 50 年以上が経過しているため、2023（令和 5）年度からストックマネジメント計画に基づき老朽化対策として緊急輸送路下に埋没されている管きよ等対策優先箇所から順次、改築工事を進めています。

²⁸ 施設や設備の故障を未然に防止するため、事前に点検・診断・修理・部品交換などの保全計画をたてて実施する保全方法で、ライフサイクルコストの最小化や施設の長寿命化を目的とする

(エ) ポンプ場施設の点検・調査

日常的に巡回を実施し、施設の運転状態や異常の有無、経過時間等を確認します。また、点検・調査の単位、項目、方法、調査時期等を決定し、点検・調査を行います。

(オ) ポンプ場施設の修繕・改築

ストックマネジメント計画に基づき策定した効率的な修繕・改築計画により、ポンプ場施設の修繕・改築を行います。また、東茱萸木中継ポンプ場は、1971（昭和 46）年から 1972（昭和 47）年に南海金剛住宅が開発された時に設置されコミュニティープラント（小規模污水处理施設）として稼働していました。その後、下水道整備にあわせて 1989（平成元）年から流域下水道へ流入する東茱萸木中継ポンプ場として運用を行うようになり、供用期間も 50 年以上が経過し、施設の経年劣化が懸念されるとともに、近年の住宅開発により年々流入汚水量が増加している状況であるため、ポンプ場施設の修繕・改築計画の策定を行います。

(2) 浸水対策施設整備の推進

近年、集中豪雨と呼ばれる局地的な大雨等が頻発していることや、宅地開発による保水機能の低下により、本市で浸水被害が増加傾向にあります。本市においても、「大阪狭山市都市計画マスタープラン（2017（平成 29）年 3 月中間見直し）」において、集中豪雨による浸水被害の発生を防ぐため、浸水危険箇所等の整備を優先的に推進する方針であることから、着実に浸水対策を実施していきます。

(ア) 雨水調整池・雨水管きよの整備

急速な宅地化の進展や異常気象により頻発する集中豪雨等で雨水流出量が増大し、浸水被害も多発しています。このことから、浸水被害から市民の生命と財産を守るため、最下流部に位置し、整備優先度の高い西除川第二排水区において排水計画の見直しを行いました。新たな雨水排水計画では、排水区域内の流出解析や浸水シミュレーションを行い、浸水地域の解消に向けて雨水調整池の整備計画を策定しました。なお、西除川第二排水区における雨水調整池については、2019（令和元）年度から工事を実施し、2021（令和 3）年度に整備が終了しました。

また、今後は他の排水区についても、整備優先度に応じて、雨水排水計画の見直しを行い、雨水管きよの整備を進めていきます。

(イ) 内水ハザードマップの更新

時間と財政的制約の中で、緊急かつ効率的に浸水被害を軽減するためには、行政による浸水対策、いわゆる公助としてハード対策を着実に進める一方で、「ソフト対策、自助・共助の促進による被害の最小化」を図ることが重要になります。

そこで、平常時から市民と行政間で内水による浸水に関する情報を共有することにより、自助と共助の意識、防災意識の向上を図るために、2019（令和元）年度に「内水ハザードマップ」を作成し、公表しました。

「内水ハザードマップ」は地形の変更等に対応するため定期的な見直しが必要であり、2025（令和 7）年度に更新を予定しています。

(3) 震災時にも下水道機能が維持できる対策

下水道の地震対策としては、重要施設である幹線管きよ、ポンプ場等の基幹施設の耐震化を図る「防災対策」、下水道施設が被災した場合においても、下水道が果たすべき機能を確保し、被害の最小化を図る「減災対策」を組み合わせた総合的な地震対策を推進することが重要になります。

本市においても、2014（平成 26）年度に「大阪狭山市下水道総合地震対策計画」を策定し、重要施設である汚水幹線および雨水幹線の耐震化を計画的に進めています。また、2016（平成 28）年度には「大阪狭山市下水道 BCP（地震編）」を策定し、地震発災時での、被害の最小化への取組みも行っています。2017（平成 29）年度では、災害時における被災者の安全・安心かつ快適で衛生的な生活環境の確保を目的として、災害用マンホールトイレの整備が不可欠であるとの判断から、「大阪狭山市下水道総合地震対策計画」の見直しを行い、「大阪狭山市地域防災計画」に位置付ける指定避難所（14 箇所）に、2018（平成 30）年度から 2019（令和元）年度までの 2 年間で災害用マンホールトイレを整備しました。その他、災害復旧支援の協力支援体制として公益社団法人日本下水道管路管理業協会と協定を締結しており、災害等の緊急時には支援の協力を求める体制を構築しています。

(ア) 汚水・雨水幹線の耐震化

天野川第 1 号汚水幹線は、狭山ニュータウン内の汚水を収集する最も古い重要幹線管きよで、本市の汚水処理面積の約 30%を担っています。1968（昭和 43）年に施工後、50 年以上が経過しており、現行の耐震基準以前に建設されているため、2014（平成 26）年度に策定した下水道総合地震対策計画に基づき、2015（平成 27）年度に管路の耐震診断を実施しました。耐震診断の結果、マンホール部分の耐震性能不足が明らかになったため、2016（平成 28）年度以降、下流域よりマンホールの耐震化工事を実施しています。また、雨水幹線についてはストックマネジメント計画に基づく三津屋川第 10 号・11 号雨水幹線の耐震化対策を兼ねて老朽化対策を進めており、今後も引き続き実施します。

(イ) 総合地震対策計画の策定

現在、防災対策については、第 2 期大阪狭山市下水道総合地震対策計画を基に事業を実施しており、計画期間は 2024（令和 6）年度で終了します。そこで、2024（令和 6）年度内に 2025（令和 7）年から 2029（令和 11）年度までの 5 年間の第 3 期大阪狭山市総合地震対策計画を計画策定する予定です。

基本方針Ⅱ：良好で住みよい環境づくりの推進

(1) 良好な水環境の保全

良好で住みよい環境を継続するために、下水道の機能を維持する必要があります。今後も良好な水環境の保全には、下水道が果たす役割は非常に大きく、適切な下水処理を継続していくことが求められます。

(ア) 下水道の機能維持

本市は、府内でも下水道整備着手が早かったこともあり、2022（令和 4）年度末時点で下水道処理人口普及率 99.9%、水洗化率 97.1%を達成しています。その結果、狭山池をはじめとしたため池や、西除川等の水質改善につながっており、市内水環境の改善に大きく貢献しました。

本市では、下水道施設全体を一体的に捉えたストックマネジメント計画の策定とそれに基づく点検・調査、修繕・改築を実施することにより、施設全体の持続的な機能確保を図ります。

基本方針Ⅲ：未来へつなく持続的な下水道経営

(1) 下水道の財政見通しと経営基盤強化

(ア) 下水道使用料の適正なあり方の検討

・使用料水準の見直しの検討

本市の経営環境はますます厳しくなることが予想されています。このため、投資の合理化や経営の効率化を進めても、なお、財源不足が想定されることから（第 4 章 2（4）2024（令和 6）年度から 2033（令和 15）年度の投資・財政計画（計画期間 10 年間）参照）、使用料水準の見直し等を検討する必要があります。

・使用料体系の見直しの検討

本市の使用料体系は、基本料金と従量料金の 2 部料金制を採用しています。2 部料金制のもと、① 2 部料金制を継続するか、② 従量料金の水量区分、③ 基本水量と従量料金の料金バランス、④ 従量料金制における逡増度等、必要な費用を適切に回収できるための使用料体系のあり方について検討を進めていきます。

なお、これら使用料水準の見直し及び使用料体系の見直しについては、大阪狭山市下水道事業経営審議会に諮り検討を進めていきます。

(イ) 人材の確保・育成

今後は、下水道施設の改築等、事業量の変化とともに相当の技術知識が求められることとなり、これに対応した人的リソースを的確に把握することが必要となります。また、公営企業会計に対応した知見も求められることとなるため、人材を確保するとともに、そのような知見を習得できるよう各種研修や O J T、業務のマニュアル化等により人材を育成していきます。

(ウ) 経営戦略の策定

下水道事業をはじめとする公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくために、各企業の実情に対応した中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づき施設、財務、組織、人材等の経営基盤を強化することが必要であるとの考えから、総務省は 2016（平成 28）年 1 月に経営戦略の策定を推進する趣旨の通達を出しました。

これをうけて、本市においても 2018 年（平成 30）年度に経営戦略を策定しました。経営戦略を今後の中長期的な経営の基本計画として位置付け、5 年ごとに見直しを行います。

(2) 官民連携を含めた民間活力の推進

2012（平成 24）年 4 月に発表された国の管路施設維持管理業務委託等調査検討会による「下水道管路施設の包括的民間委託に関する報告書」では、技術職員不足が深刻化すると想定し、下水道管路施設の包括的民間委託のあり方が提示され、これに基づいて本市は管路施設の包括的民間委託の導入推進を図ってきました。

今後も業務内容等を精査し、更なる効率化を図ります。

(ア) 包括的民間委託の推進

本市では、2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度までの 5 年間、管路施設を対象に日常の維持管理、点検・清掃・補修等および一部の改築工事等をパッケージ化し、民間業者に委託しています。事業者の創意工夫を促し、効率的な維持管理が実現できるよう、複数年契約で、包括的に委託することで、本市と事業者との協同作業により、施設運用の技術力を築き上げ、下水道管路施設の機能維持・維持管理業務の効率化とサービスレベルの向上を図っています。

さらに、2021（令和 3）年度から 2025（令和 7）年度の 5 年間で、第 2 期の包括的民間委託契約を締結し、第 1 期の包括的民間委託契約に加えて、不明水調査の計画的維持管理業務やポンプ場及びマンホールポンプ維持管理業務を追加しています。

今後も官民連携を、コスト削減・業務効率化の重要なひとつの選択肢としてとらえ推進していきます。

(イ) 広域化・共同化の検討

2014（平成 26）年 7 月に国が策定した新下水道ビジョンでは、限られた人材の有効活用のために、広域化・共同化の重要性が記述されています。また、2015（平成 27）年 5 月に改正された下水道法では複数の下水道管理者が広域的な連携について協議する場として協議会制度が創設され、全国で活用が進んでいます。さらに 2018（平成 30）年 1 月には、国から各都道府県に対し、速やかに管内の市町村等とともに検討体制を構築し、2022（令和 4）年度までに「広域化・共同化計画」を策定するよう要請があり、大阪府において 2022（令和 4）年 1 月に大阪府域における下水道事業の広域化・共同化計画を策定しました。

このような中で、本市においても、経費の節減や業務の効率化だけでなく、職員の技術力の共有や継承といった視点からも、大阪府や近隣の自治体と連携し、下水道事業の広域化・共同化について検討を行います。

(3) わかりやすい下水道情報の提供

継続的な事業運営のためには、下水道施設の改築や雨水対策等の下水道事業に対する市民の理解・関心が不可欠です。市民や事業者等からの理解と協力を得るためには、下水道事業の広報や啓発が重要になります。そのために、質が高く、わかりやすい下水道事業の情報を積極的に発信していきます。

(ア) 啓発イベントへの出展

地域イベントである「狭山池まつり」に 2017（平成 29）年から上下水道部として出展し、下水道の役割、マンホールカードの配布、災害用マンホールトイレの展示や維持管理の包括的民間委託の内容等を紹介しています。

2022（令和 4）年度には、市制 35 周年としてデザインマンホール蓋のデザインを募集し、最優秀賞のデザインの蓋を作成し設置しました。また、新しい種類のマンホールカードを作成し配布する等、地域イベントである「産業まつり」に水資源部として出展しました。

今後も下水道事業について、わかりやすい情報発信を行っていきます。

(イ) マンホールカードの配布

下水道への理解・関心を深めていただくため、下水道広報プラットフォーム (<http://www.gk-p.jp/mhcard/>) での取組みの一つである、「マンホールカード」の第1弾を2016（平成28）年に配布し、2023（令和5）年には第20弾として新しいデザインのマンホールカードを配布しています。



2 施策目標

【施策目標の実績値と目標値】

項目	指標名	単位	実績値	目標値		
			2022年度 (令和4年度)	短期計画 2023年度 (令和5年度)	中期計画 2028年度 (令和10年度)	長期計画 2038年度 (令和20年度)
1. 下水道の普及促進	下水道処理人口普及率	%	99.9	99.9	100.0	100.0
	下水道接続率 (水洗化率)	%	97.1	97.8	100.0	100.0
2. 下水道施設の ストックマネジメント	50年以上経過 管渠の調査率	%	100.0	95.6	100.0	100.0
3. 地震対策	重要な建築施設 耐震対策率	%	100.0	100.0	100.0	100.0
	重要な管渠 耐震対策率	%	62.4	62.4	62.4	100.0
	避難所における トイレ機能確保率	%	100.0	100.0	100.0	100.0
4. 浸水対策	雨水対策率	%	29	30.2	31.0	31.8

下水道の普及促進、下水道施設のストックマネジメント、地震対策については概ね目標どおりの数値となっていますが、浸水対策については目標値を若干下回っているため、今後は雨水対策率向上に向けた取組を進めていきます。

第4章 投資・財政計画

1 経営目標の設定

【経営目標の実績値と目標値】

項目	指標名	単位	実績値	目標値		
			2022年度 (令和4年度)	短期計画	中期計画	長期計画
				2023年度 (令和5年度)	2028年度 (令和10年度)	2038年度 (令和20年度)
5.経営の健全化	有収率	%	89.7	99.5	99.8	99.8
	経費回収率	%	94.1	100.0	100.0	100.0
	経常収支比率	%	103.3	106.0	106.0	106.0

有収率は2023（令和5）年度の目標値99.5%に対し、2022（令和4）年度の実績値は89.7%となっており、計画未達の状況となっております。これは、大雨による不明水の増加や管きよの老朽化による漏水の影響によるものと考えられますが、効率的な経営を行う上で有収率を高めることが非常に重要です。

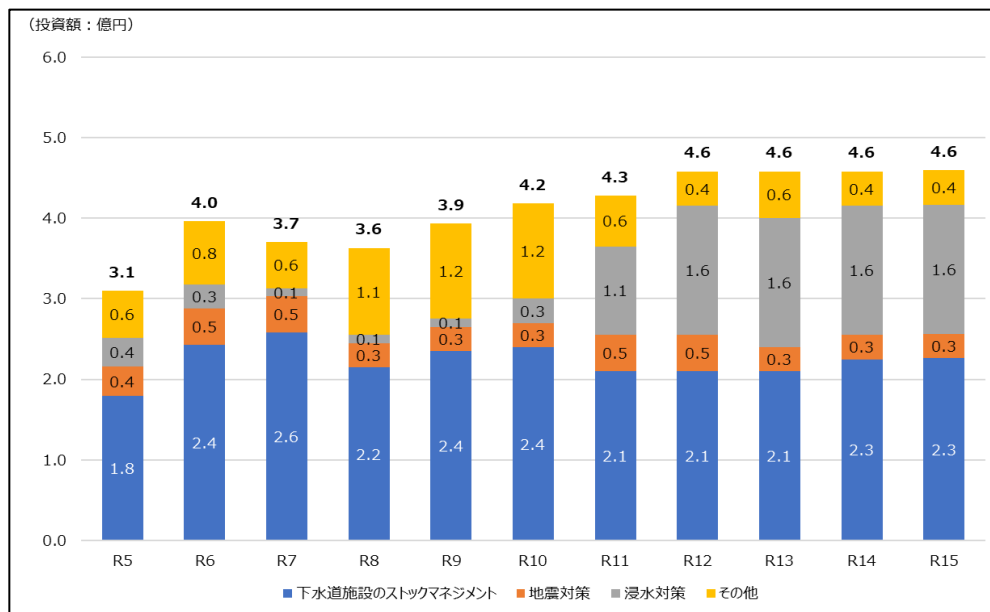
また、経費回収率および経常収支比率も2023（令和5）年度の目標値に対し計画未達の状況となっております。これは、節水機器の普及等による有収水量の低下に伴う使用料収入の減少や、昨今の電力単価の高騰等による影響と考えられますが、経費回収率が100.0%を下回っているということは、下水道使用料で賄うべき経費を使用料収入で賄うことができていないことを表しています。したがって、下水道使用料の適正な水準や下水道使用料体系のあり方等について検討を進めていく必要があります。

2 投資・財政計画

(1) 投資試算

下水道施設のストックマネジメント計画に基づく点検・調査や修繕・改築、地震対策、浸水対策、その他の実施等により、2024（令和 6）年度から 2033（令和 15）年度の今後 10 年間に於いて、毎年 3 から 5 億円程度の建設費が必要となる見通しです。なお、建設費の試算には直近の工事費高騰の影響を加味していますが、大阪万博等に伴う建設需要の高まりを受け、予測を上回る建設費が必要となってくる可能性があるため、建設費の見通しについては毎年度見直しを図ってまいります。

【建設費の見通し】

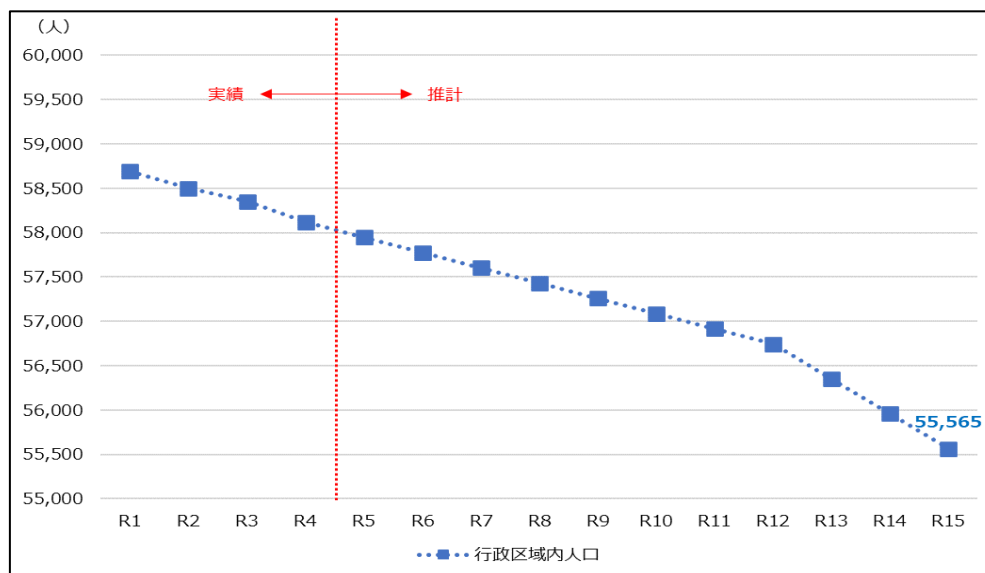


(2) 財源試算

(ア) 人口推計

「第五次大阪狭山市総合計画」に基づく本市の行政区域内人口は、今後減少していくと予測され、当該行政区域内人口をもとに有収水量及び使用料収入等を予測しています。

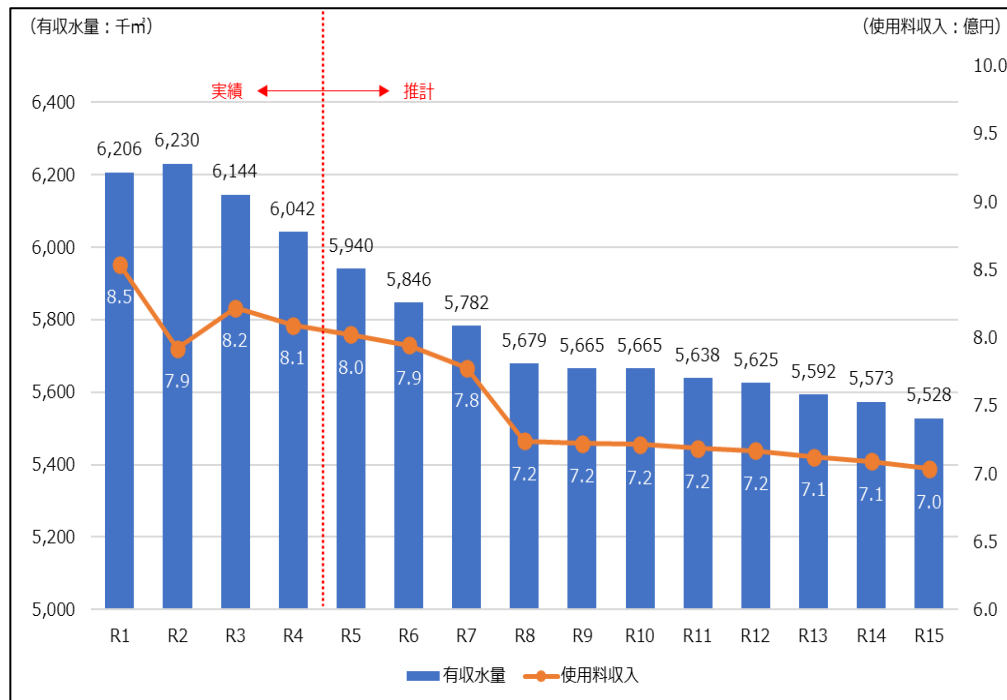
【第五次大阪狭山市総合計画に基づく将来行政区域内人口】



(イ) 有収水量と使用料収入

将来人口の減少に伴い、有収水量及び使用料収入も減少すると予測されます。使用料収入は 2033（令和 15）年度では、2022（令和 4）年度と比べると約 15%減少し 7 億円程度になると予測されます。

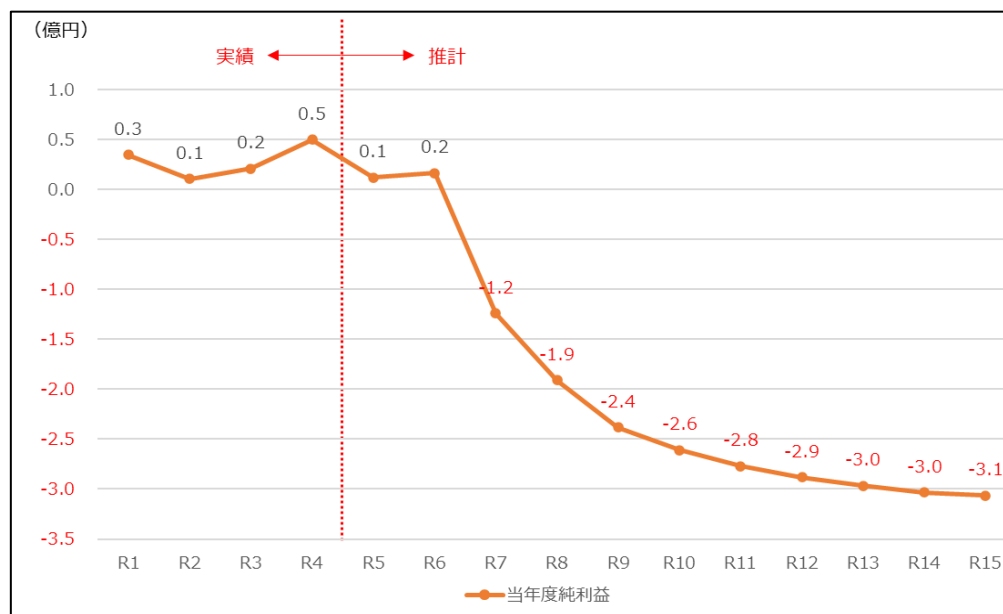
【有収水量と使用料収入の推移】



(ウ) 当年度純損益

当年度純損益は 2025（令和 7）年度に当年度純損失に陥った後、当年度純損失の状態が 2033（令和 15）年度まで継続すると予測されます。

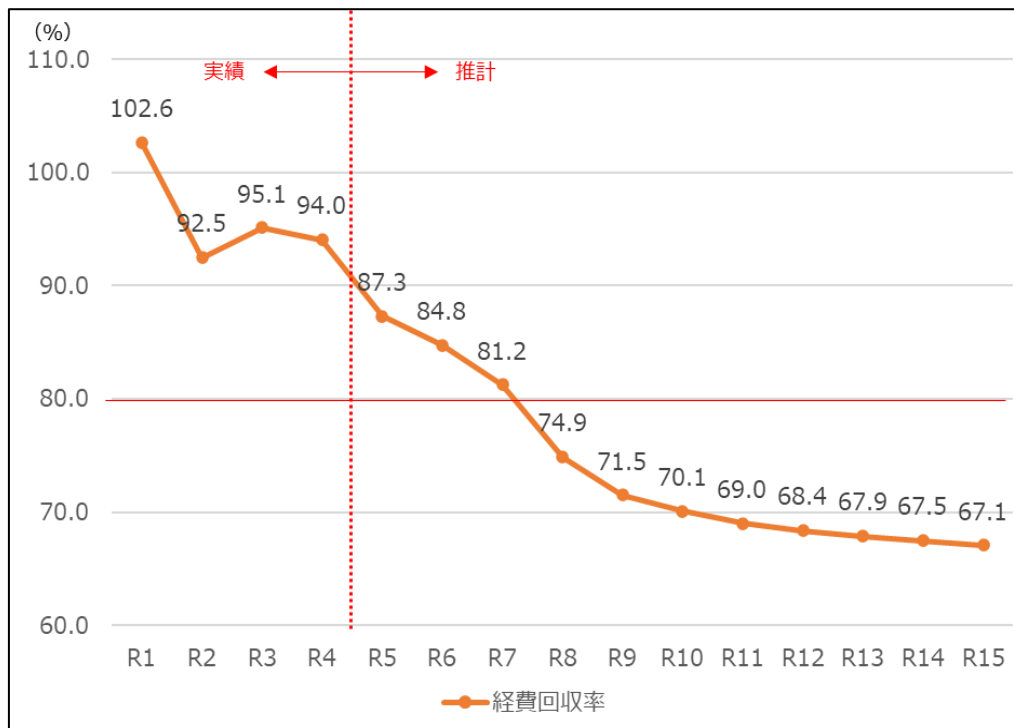
【当年度純損益の推移】



(エ) 経費回収率

経費回収率は右肩下がりで 2026（令和 8）年度には 80.0%を下回ると予測されます。

【経費回収率の推移】



(オ) 現預金残高

現預金残高は 2027（令和 9）年度に 0.6 億円の資金不足となり、2033（令和 15）年度には 5 億円程度の資金不足になると予測されます。

【現預金残高の推移】

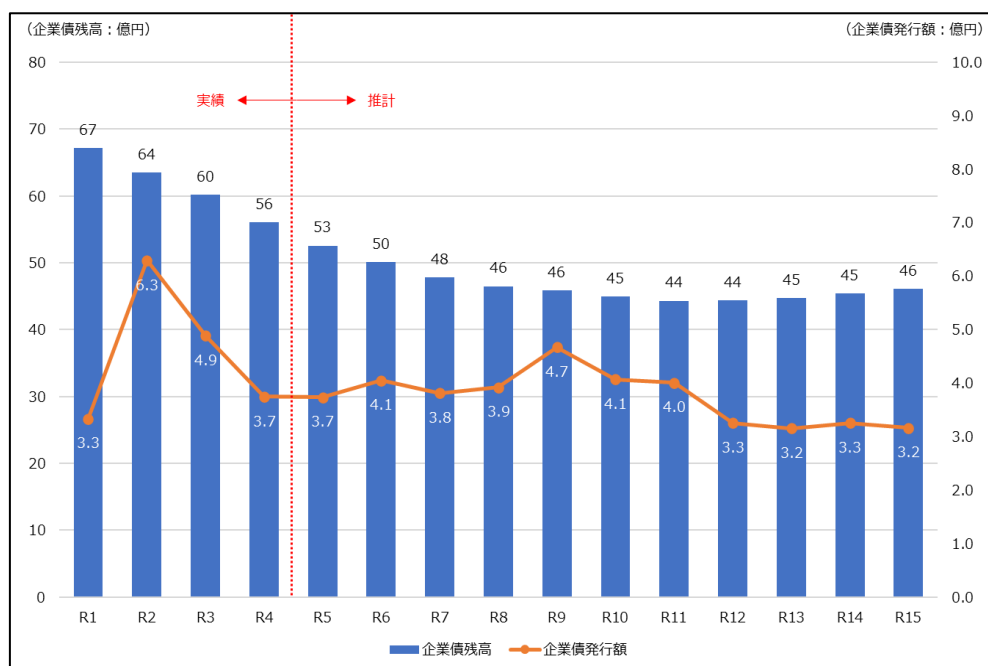


(カ) 企業債残高と企業債発行額

企業債残高は、今後数年間は減少すると予測されますが、管きよの老朽化等に伴う将来の更新需要の増加等により 2030（令和 12）年度ごろより増加傾向に転じるものと予測されます。

人口減少社会において将来世代に過度な負担を残さないよう、また、設定した経営目標を達成するため、企業債の発行を可能な限り抑制しますが、下水道事業の安定した経営を維持するために必要と判断した場合は、経営目標の達成が可能となる範囲において企業債を発行します。

【企業債残高と企業債発行額の推移】



(キ) 一般会計からの繰入金

総務省が定める繰出基準に基づき繰入金（基準内繰入金）が、一般会計から充てられていますが、当該基準に基づく繰入金のみでは経営が成り立たず、収支を均衡させるための繰入金（基準外繰入金）が充てられています。

現状、本市の経営は一般会計繰入金への依存度が高い状況が継続しており、繰入金にしめる基準外繰入金も高い比率が継続しています。

一般会計からの繰入金の財源は税金であり、繰入金に高く依存した経営は独立採算の原則及び受益者負担の原則からも今後のあり方について検討することが必要となります。

(3) 投資・財政計画の試算結果

投資・財政計画の試算結果の詳細は次のとおりです。

人口減少とそれに伴う有収水量及び使用料収入の減少により、2025（令和 7）年度以降は当年度純損失となり、経費回収率は 2026（令和 8）年度には 80.0%を下回ると予測されます。また、2027（令和 9）年度には現預金残高が不足する見通しとなります。

そのため、使用料水準の見直し等、適切な業務改善策を実施しなければ、今後、事業の継続が困難な状況に陥ることが見込まれます。

(4) 2024（令和6）年度から2033（令和15）年度の投資・財政計画（計画期間10年間）

(ア) 収益的収支

【収益的収支】

区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	884,373	879,343	875,720	861,970	813,856	817,497	822,459	822,697	824,167	824,261	825,749	822,884
	(1) 料 金 収 入	809,110	802,390	794,471	777,836	723,993	722,167	721,375	718,491	716,652	712,293	708,948	703,550
	(2) 受託工事収益 (B)												
	(3) そ の 他	75,263	76,953	81,249	84,134	89,863	95,331	101,083	104,207	107,515	111,968	116,801	119,334
	(うち、雨水処理負担金)	74,952	76,827	81,148	84,033	89,762	95,230	100,982	104,106	107,414	111,867	116,700	119,233
	2. 営業外収益	676,690	705,659	737,422	622,933	595,441	553,772	520,932	506,284	501,171	495,368	486,662	472,511
	(1) 補助金	102,447	150,977	180,388	75,033	71,321	67,801	64,729	61,586	57,984	55,130	52,172	53,197
	他会計補助金	102,447	150,977	180,388	75,033	71,321	67,801	64,729	61,586	57,984	55,130	52,172	53,197
	(2) 長期前受金戻入	553,959	552,248	554,663	545,529	521,749	483,599	453,832	442,326	440,816	437,867	432,120	416,943
	(3) そ の 他	20,284	2,434	2,371	2,371	2,371	2,371	2,371	2,371	2,371	2,371	2,371	2,371
収 益 的 支 出	1. 営業費用 (C)	1,561,063	1,585,002	1,613,142	1,484,903	1,409,297	1,371,269	1,343,390	1,328,981	1,325,338	1,319,629	1,312,411	1,295,395
	(1) 職員給与	40,617	41,056	44,041	44,041	44,041	44,041	44,041	44,041	44,041	44,041	44,041	44,041
	基退職給付費	19,308	18,368	18,368	18,368	18,368	18,368	18,368	18,368	18,368	18,368	18,368	18,368
	(2) 経 費	491,354	558,811	579,684	598,286	609,008	650,954	666,002	670,394	672,732	673,654	674,670	675,921
	動力費	8,386	7,936	9,091	9,509	9,947	10,404	10,883	11,011	11,141	11,273	11,406	11,540
	修繕費	3,405	4,257	4,456	4,580	4,708	4,839	4,974	5,018	5,062	5,107	5,152	5,197
	材料費	7,936	4,610	4,610	4,610	4,610	4,610	4,610	4,610	4,610	4,610	4,610	4,610
	(3) 減価償却費	471,627	542,008	561,527	579,587	589,743	631,101	645,535	649,754	651,918	652,665	653,502	654,573
	2. 営業外費用	904,972	906,782	909,781	909,755	890,340	856,352	831,636	826,785	829,682	828,720	824,521	806,303
	(1) 支業払外利息	74,622	66,762	63,273	57,137	56,840	58,279	62,779	64,898	67,309	69,738	72,495	75,632
	(2) そ の 他	72,397	64,054	59,901	53,765	53,468	54,907	59,407	61,526	63,937	66,366	69,123	72,260
支 出 の 計 (D)		2,225	2,708	3,372	3,372	3,372	3,372	3,372	3,372	3,372	3,372	3,372	3,372
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		1,511,565	1,573,411	1,596,779	1,609,219	1,600,228	1,609,627	1,604,459	1,606,118	1,613,764	1,616,153	1,615,726	1,601,897
特 別 利 益 (F)		49,498	11,591	16,363	△ 124,315	△ 190,931	△ 238,358	△ 261,068	△ 277,137	△ 288,426	△ 296,524	△ 303,315	△ 306,502
特 別 損 失 (G)		0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	50	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)		0	△ 41	△ 41	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		49,498	11,550	16,322	△ 124,315	△ 190,931	△ 238,358	△ 261,068	△ 277,137	△ 288,426	△ 296,524	△ 303,315	△ 306,502
流 動 資 産 (J)		179,345	190,895	207,217	82,901	△ 108,030	△ 346,388	△ 607,456	△ 884,593	△ 1,173,019	△ 1,469,543	△ 1,772,859	△ 2,079,361
うち未収金		538,097	580,871	497,950	347,460	214,714	87,213	△ 55,493	△ 151,906	△ 216,218	△ 261,607	△ 289,613	△ 331,441
流 動 負 債 (K)		330,464	322,579	354,340	312,708	291,062	290,327	290,009	288,849	288,111	286,358	285,013	282,843
うち建設改良費分		823,685	776,956	747,413	683,987	743,727	605,394	559,897	417,523	387,037	350,704	339,849	325,945
うち一時借入金		398,824	329,139	275,260	230,601	307,979	185,612	169,506	148,742	129,807	105,559	106,615	104,671
うち未払金		84,456	92,195	112,888	112,888	112,888	112,888	112,888	112,888	112,888	112,888	112,888	112,888
累積欠損金比率 ((I) / (A)-(B)) × 100)						13.3%	42.4%	73.9%	107.5%	142.3%	178.3%	214.7%	252.7%
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)													
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		884,373	879,343	875,720	861,970	813,856	817,497	822,459	822,697	824,167	824,261	825,749	822,884
地方財政法による資金不足の比率 ((L) / (M)) × 100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N) / (P)) × 100)													

(イ) 資本的収支

【資本的収支】

(単位：千円)

区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資本的 収入 的 収支	1. 企業平準化債	374,640	373,520	426,180	395,926	421,380	551,089	389,266	369,882	293,600	292,600	292,600	283,600
	うち資本費平準化債	223,440	167,020	167,480	100,326	111,780	108,560	113,666	104,282	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	152,676	141,055	101,899	147,697	135,872	142,280	134,714	144,106	129,421	124,171	110,539	109,712
	3. 他会計補助金	3,135											
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	70,800	72,800	140,800	147,000	148,000	156,000	159,000	137,000	146,000	147,000	147,000	147,000
	7. 固定資産売却代金	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	25,373	95,948	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200
	計 (A)	626,624	683,333	685,089	706,823	721,452	865,570	699,180	667,188	585,221	579,971	566,339	556,512
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	626,624	683,333	685,089	706,823	721,452	865,570	699,180	667,188	585,221	579,971	566,339	556,512
	1. 建設改良費	314,345	296,561	487,877	528,509	525,509	565,509	531,509	482,509	507,509	507,509	507,509	517,509
	うち職員給与費	47,158	48,891	51,994	51,994	51,994	51,994	51,994	51,994	51,994	51,994	51,994	51,994
資本的 支出	2. 企業債償還金	780,485	725,434	670,393	625,154	555,977	616,049	477,403	432,714	291,273	259,802	223,580	212,801
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	1,094,831	1,022,095	1,158,270	1,153,663	1,081,486	1,181,558	1,008,912	915,223	798,782	767,311	731,089	730,310
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		468,207	338,762	473,181	446,840	360,034	315,988	309,732	248,035	213,561	187,341	164,750	173,798
補填財源	1. 損益勘定留保資金	452,904	317,125	457,593	422,817	336,147	290,283	285,572	226,103	190,493	164,272	141,681	150,275
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	15,303	21,637	15,588	24,023	23,887	25,705	24,160	21,932	23,069	23,069	23,069	23,523
計 (F)		468,207	338,762	473,181	446,840	360,034	315,988	309,732	248,035	213,561	187,341	164,750	173,798
補填財源不足額 (E)-(F) (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)		5,608,771	5,256,857	5,012,644	4,783,416	4,648,819	4,583,859	4,495,722	4,432,890	4,435,217	4,468,014	4,537,034	4,607,834

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的 収支	うち基準内繰入金	177,399	227,804	261,536	159,066	161,083	163,031	165,711	165,692	165,398	166,997	168,871	172,430
	うち基準外繰入金	99,932	105,323	107,836	108,667	113,705	118,438	123,834	125,512	127,511	131,291	135,725	138,485
資本的 収支	うち基準内繰入金	77,467	122,481	153,700	50,399	47,378	44,593	41,877	40,180	37,887	35,706	33,146	33,945
	うち基準外繰入金	152,676	141,055	101,899	147,697	135,872	142,280	134,714	144,106	129,421	124,171	110,539	109,712
合 計	うち基準内繰入金	47,903	44,733	55,712	53,548	38,702	42,321	32,052	39,703	32,252	27,377	18,328	15,151
	うち基準外繰入金	104,773	96,322	46,187	94,149	97,171	99,960	102,662	104,403	97,169	96,793	92,211	94,561
合 計		330,075	368,859	363,435	306,763	296,955	305,311	300,426	309,799	294,819	291,168	279,410	282,142

(参考) キャッシュフロー計算書

(単位：千円)

区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
業務活動キャッシュフロー		442,602	411,357	359,943	309,499	220,814	158,193	139,678	127,571	123,323	117,130	111,515	106,656
投資活動キャッシュフロー		△ 199,725	△ 120,998	△ 350,507	△ 316,772	△ 333,189	△ 362,280	△ 328,644	△ 304,099	△ 318,644	△ 317,735	△ 317,735	△ 326,826
財務活動キャッシュフロー		△ 253,169	△ 210,859	△ 142,314	△ 81,531	1,275	77,321	46,577	81,274	131,748	156,968	179,559	180,511
資金の当年度増減額		△ 10,292	79,500	△ 132,878	△ 88,803	△ 111,100	△ 126,767	△ 142,388	△ 95,253	△ 63,573	△ 43,636	△ 26,661	△ 39,658
当年度資金残高		321,672	401,172	268,294	179,490	68,390	△ 58,377	△ 200,765	△ 296,018	△ 359,591	△ 403,227	△ 429,888	△ 469,546

(ウ) 試算（シミュレーション）の前提条件

項目			試算条件
収益的 収入	営業収益	使用料収入	①家事用・家事用以外の有収水量をそれぞれ推計 ・(家事用)有収水量＝原単位(1人1日平均生活用水量)×水洗化人口×年間日数 ・(家事用以外)有収水量＝過去実績に基づき推計※ ※必要に応じて、企業・病院の移転等、将来において見込まれる事業環境の変化を織り込んでいる。 なお、近畿大学病院跡地の後継病院については、本経営戦略改定時点では不確定要素が大きいため試算には含めていません。 ②上記で推計した有収水量合計を、過去の区画別水量データ等を使って区画別に按分 ③超過料金(区画別の有収水量×区画別の使用料単価)＋基本料金(調定件数×基本料金単価)で使用料収入を算定
		雨水処理負担金	雨水処理に係る経費の見積りを基に推計
		その他	直近予算額を横置き
	その他営業収益	他会計補助金	(基準内) 污水处理に係る経費の見積りを基に推計 (基準外) 3条・4条の基準外繰入金合計が過去実績と概ね同程度となるよう算定
		長期前受金戻入	投資額のうち、国庫補助金等により取得した部分を減価償却に応じて収益化
		その他	直近予算額を横置き
			直近予算額を横置き
収益的 支出	営業費用	人件費	直近予算額を横置き
		経費	昨今の物価高騰を踏まえ、費目ごとに物価上昇率を検討し、以下のとおり設定した。 ①動力費・光熱水費：R7～R10：毎年度＋4.60%、R11以降：毎年度＋1.18% ②工事請負費・修繕費：R7～R10：毎年度＋2.79%、R11以降：毎年度＋0.88% ③委託料：個別の契約ごとに検討 ④上記及び流域下水道維持管理負担金・資産減耗費以外：直近予算額を横置き
		流域下水道維持管理負担金	大阪府の流域負担金試算額を踏まえて推計
		資産減耗費	投資額と同額を除却する想定で、除却損相当額を資産減耗費として計上
		減価償却費	(既存分) 耐用年数に基づき減価償却費を算定 (新規分) 建設改良費を投資の翌年度から償却。投資対象は主に管路であることから、耐用年数は50年としている。
		その他	直近予算額を横置き
	営業外費用	支払利息	(既発行分) 償還台帳により算定 (新規発行分) 下水道ストックマネジメント計画に基づき算定された新規発行企業債残高に想定利率2%(平準化債は1%)を乗じて算出
		その他	直近予算額を横置き
資本的 収入	企業債		(既発行分) 償還台帳により算定 (新規発行分) 下水道ストックマネジメント計画に基づき算定
	他会計出資金		4条人件費、雨水に係る建設改良費、企業債償還金等を基に算定
	国庫補助金等		下水道ストックマネジメント計画に基づき算定
	工事負担金		直近予算額を横置き
資本的 支出	建設改良費		下水道ストックマネジメント計画に基づき算定
	企業債償還金		(既発行分) 償還台帳により算定 (新規発行分) 企業債の種類ごとに設定した償還年数に基づき算定

(5) 原価計算表

原価計算表

供用開始年月日 昭和45年4月1日
処理区域内人口 58,105人（令和4年度）
計算期間 自 令和7年4月
至 令和12年3月
（ 5 年 間 ）

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近 1 箇年間の実績 （令和4年度）	投資・財政計画 計上額（A）	公費負担分 （B）	使用料対象収支 （A）－（B）
使 用 料 （ ① ）	千円 809,110	千円 732,772	千円	千円 732,772
受 託 工 事 収 益	0	0		0
雨 水 処 理 負 担 金	74,952	94,822		94,822
そ の 他	677,001	559,973		559,973
（うち、使用料算定上の控除項目②）		295,841		295,841
合 計	1,561,063	1,387,567	0	1,387,567

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近 1 箇年間の実績 （令和4年度）	投資・財政計画 計上額（A）	公費負担分 （B）	使用料対象収支 （A）－（B）
管 渠 費	人 件 給 料	千円 4,566	千円 4,792	千円 0
	諸 手 当	3,630	4,527	0
	福 利 費	1,654	2,003	0
	修 繕 費	2,028	3,249	2,238
	材 料 費	1,428	4,709	4,373
	路 面 復 旧 費	1,502	2,727	1,818
	委 託 料	31,702	43,460	35,269
	そ の 他	9,803	16,731	12,583
小 計	56,313	82,199	25,918	56,281
ボ ン ブ 場 費	人 件 給 料	2,316	2,400	2,400
	諸 手 当	1,779	2,520	2,520
	福 利 費	767	1,057	1,057
	動 力 費	8,386	10,827	10,827
	修 繕 費	909	1,012	1,012
	材 料 費	0	0	0
	薬 品 費	0	0	0
	委 託 料	12,764	15,805	15,805
小 計	7,216	9,871		9,871
一 般 管 理 費	人 件 給 料	12,426	10,977	10,977
	諸 手 当	8,906	9,838	9,838
	福 利 費	4,573	4,474	4,474
	流 域 下 水 道 管 理 運 営 費 負 担 金	298,490	395,531	395,531
	委 託 料	81,431	96,703	96,703
	そ の 他	34,957	6,457	6,457
小 計	440,784	523,979	0	523,979
資 本 費	支 払 利 息	72,397	57,223	18,962
小 計	減 価 償 却 費	904,972	885,594	325,165
合 計 （ ③ ）	2,963			0
小 計	企 業 債 取 扱 諸 費	980,332	942,817	344,127
合 計 （ ④ ）		1,592,486	370,045	1,222,442
資 産 維 持 費 （ ④ ）				0
使用料対象経費（③＋④－②）				926,600

① / (③ + ④ - ②) * 100 = 0.79

<使用料水準についての説明>

投資・財政計画計上額（A）欄及び公費負担分（B）欄は、計算期間（令和7～11年度）における平均値を記載しています。
収入の部のうち、使用料算定上の控除項目に係る金額を②に記載しています。
支出の部では、雨水処理に係る費用を公費負担分（B）欄に記載しています。
使用料対象経費は、総括原価方式に基づき算定しています。
上記算定の結果、現状の使用料水準では計算期間における対象経費を賄えていないことから、ロードマップに記載の使用料改定の検討や支出削減の取組みを行うことで、経費回収率の改善を図ります。

3 財政計画の再試算

28 ページ（3）投資・財政計画の試算結果で記載したとおり、使用料水準の見直し等、適切な業務改善策を実施しなければ 2027（令和 9）年度に現預金残高が不足する見通しとなり、今後、事業の継続が困難な状況に陥ることが見込まれます。

そこで、ロードマップ²⁹をふまえて本経営戦略期間中に経費回収率を 80.0%以上確保できる使用料水準（使用料改定率を 30%と仮定して）で財政計画の再試算を行いました。

再試算の結果、使用料改定により現預金残高はプラスの水準を見込めるものの、当年度純利益は 2027（令和 9）年度に当年度純損失に陥った後、さらに損失の状態が続く見込みとなっています。

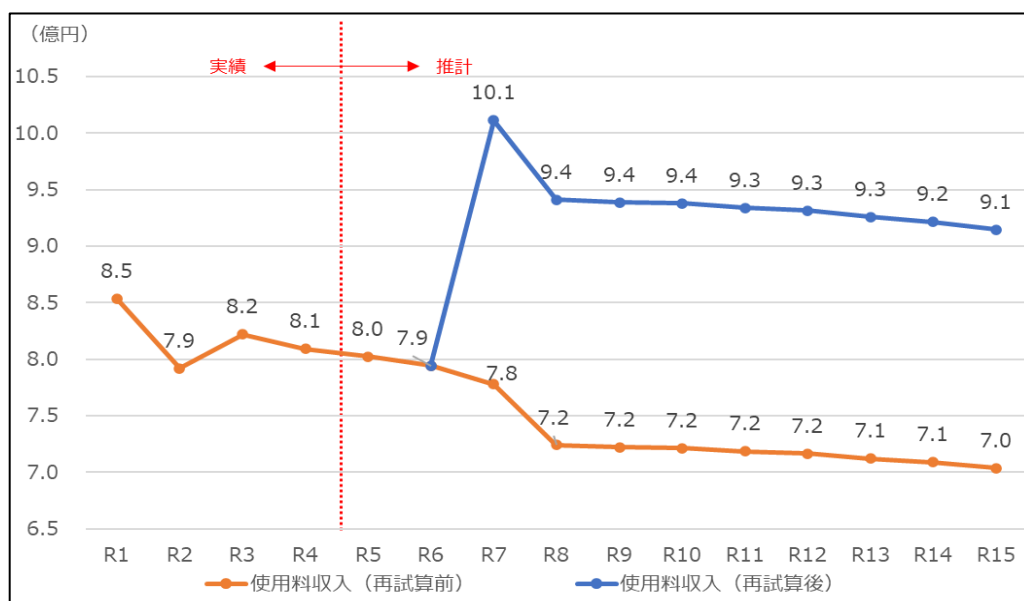
そのため、収支均衡した健全な下水道事業経営を実現するためには、第 5 章 進捗管理（2）業務目標達成に向けた取組みを行い、使用料水準及び使用料体系の定期的な検証を含む様々な施策を押し進め、経営状況の改善を図る必要があると考えています。

（1）財源試算

（ア）使用料収入

再試算後の各年度の使用料収入は、再試算前より約 2 億円増加することが予測されます。

【再試算前後の使用料収入の推移】



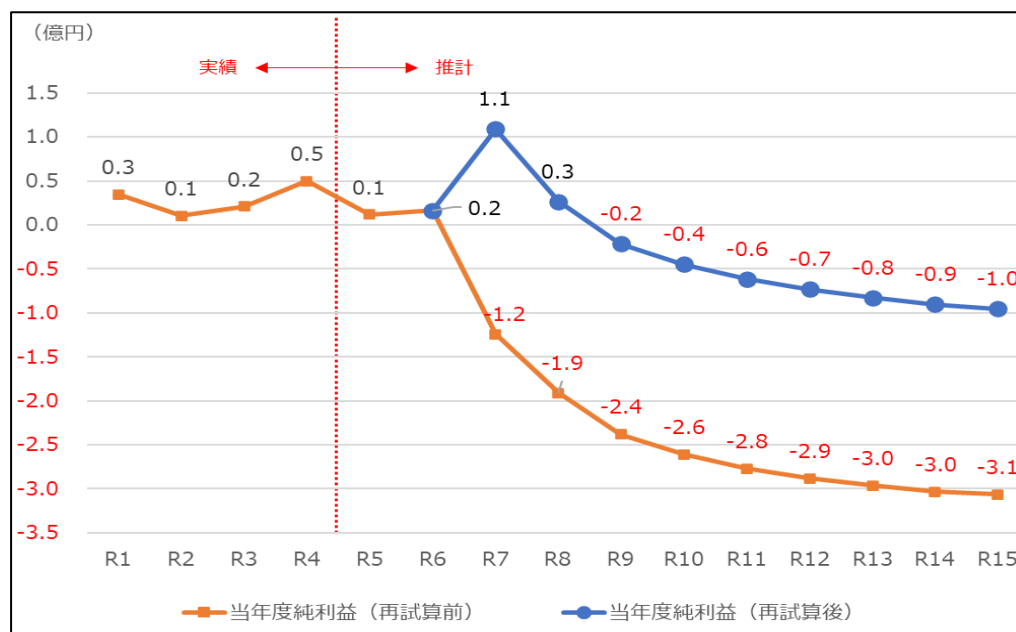
²⁹ 国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進」（令和 2 年 7 月 22 日）に基づき、業務目標及び業務目標達成に向けた取組みを示すもの。詳細には第 5 章 進捗管理参照

(イ) 当年度純損益

再試算後の各年度の当年度純損益は、使用料収入の増加に伴い再試算前より約 2 億円増加することが予測されます。

しかし、再試算後においても 2027（令和 9）年度に当年度純損失に陥った後、当年度純損失の状態が 2033（令和 15）年度まで継続すると予測されます。

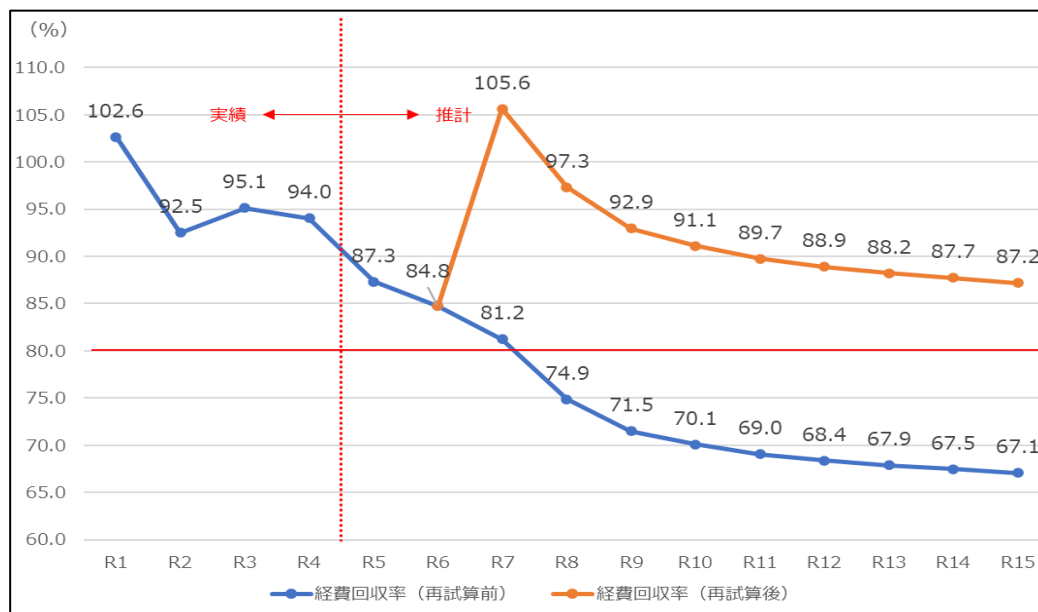
【再試算前後の当年度純損益の推移】



(ウ) 経費回収率

再試算後の経費回収率はロードマップにおける業務目標である 80.0%以上の水準となります。

【再試算前後の経費回収率の推移】



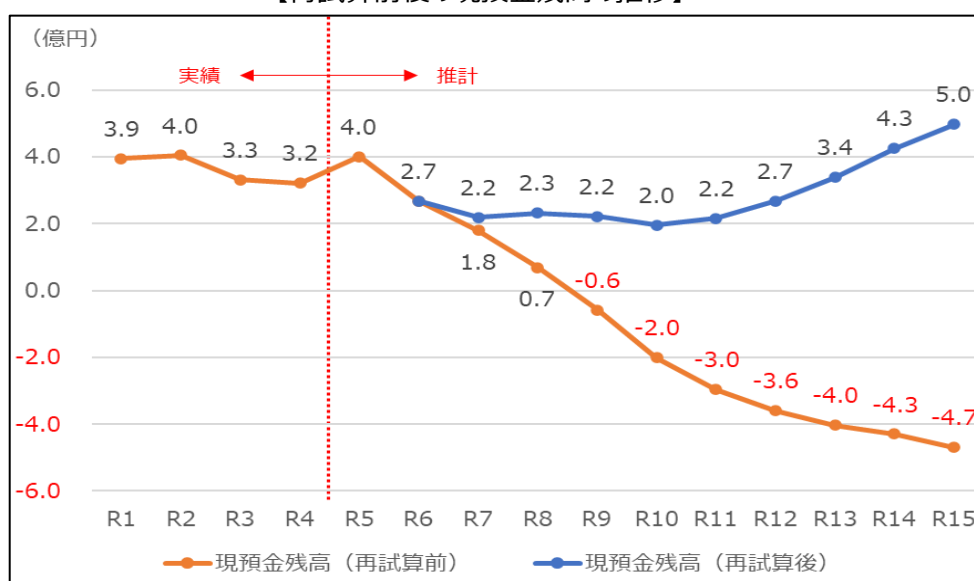
(工) 現預金

現預金については、本経営戦略期間中に経費回収率を 80.0%以上確保できる使用料水準で財政計画の再試算を行ったうえで、本経営戦略期間終了年度の 2033（令和 15）年度末の現預金残高が以下に定める目標残高となるよう再試算を行う。

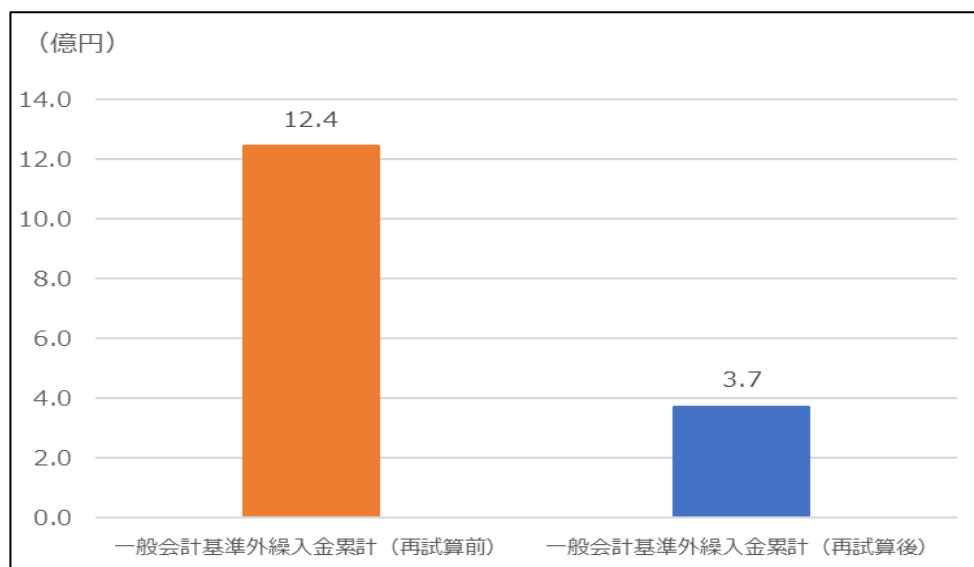
2033（令和 15）年度末の現預金の目標残高は、以下のいずれの条件も満たす 5.0 億円程度とする。

- ・年度料金収入の半年分に相当する水準
- ・年度の建設費支出の見合いの水準

【再試算前後の現預金残高の推移】



その結果、2025（令和 7）年度から 2033（令和 15）年度の一般会計からの基準外繰入金³⁰の累計額は、以下のとおり、8.7 億円減額する試算となる。



³⁰ 地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則に基づき一般会計が負担すべき経費は基準内繰入金といい、それ以外を基準外繰入金という。公営企業会計の独立採算の原則からすると一般会計からの基準外繰金はゼロによる運営が望ましい

(2) 2024 (令和 6) 年度から 2033 (令和 15) 年度の投資・財政計画 (計画期間 10 年間)

(ア) 収益的収支

【収益的収支】

区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	884,373	879,343	875,720	1,095,321	1,031,054	1,034,147	1,038,871	1,038,245	1,039,163	1,037,949	1,038,433	1,033,949
	(1) 料 金 収 入	809,110	802,390	794,471	1,011,187	941,191	938,817	937,788	934,038	931,648	925,981	921,633	914,615
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) そ の 他	75,263	76,953	81,249	84,134	89,863	95,331	101,083	104,207	107,515	111,968	116,801	119,334
	(うち、雨水処理負担金)	74,952	76,827	81,148	84,033	89,762	95,230	100,982	104,106	107,414	111,867	116,700	119,233
	2. 営 業 外 収 益	676,690	705,659	737,422	622,933	595,441	553,772	520,932	506,284	501,171	495,368	486,662	472,511
	(1) 補 助 金	102,447	150,977	180,388	75,033	71,321	67,801	64,729	61,586	57,984	55,130	52,172	53,197
	他 会 計 補 助 金	102,447	150,977	180,388	75,033	71,321	67,801	64,729	61,586	57,984	55,130	52,172	53,197
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	553,959	552,248	554,663	545,529	521,749	483,599	453,832	442,326	440,816	437,867	432,120	416,943
収 益 的 支 出	(3) そ の 他	20,284	2,434	2,371	2,371	2,371	2,371	2,371	2,371	2,371	2,371	2,371	2,371
	収 入 計 (C)	1,561,063	1,585,002	1,613,142	1,718,254	1,626,495	1,587,919	1,559,803	1,544,528	1,540,334	1,533,316	1,525,096	1,506,460
	(1) 職 員 給 与 費	1,436,943	1,506,649	1,533,506	1,552,082	1,543,389	1,551,347	1,541,680	1,541,220	1,546,455	1,546,415	1,543,232	1,526,265
	基 本 給 付 費	40,617	41,056	44,041	44,041	44,041	44,041	44,041	44,041	44,041	44,041	44,041	44,041
	退 職 給 付 費	19,308	18,368	18,368	18,368	18,368	18,368	18,368	18,368	18,368	18,368	18,368	18,368
	そ の 他	21,308	22,688	25,673	25,673	25,673	25,673	25,673	25,673	25,673	25,673	25,673	25,673
	(2) 経 営 費	491,354	558,811	579,684	598,286	609,008	650,954	666,002	670,394	672,732	673,654	674,670	675,921
	勤 労 費	8,386	7,936	9,091	9,509	9,947	10,404	10,883	11,011	11,141	11,273	11,406	11,540
	修 繕 費	3,405	4,257	4,456	4,580	4,708	4,839	4,974	5,018	5,062	5,107	5,152	5,197
	材 料 費	7,936	4,610	4,610	4,610	4,610	4,610	4,610	4,610	4,610	4,610	4,610	4,610
支 出	そ の 他	471,627	542,008	561,527	579,587	589,743	631,101	645,535	649,754	651,918	652,665	653,502	654,573
	(3) 減 価 償 却 費	904,972	906,782	909,781	909,755	890,340	856,352	831,636	826,785	829,682	828,720	824,521	806,303
	2. 営 業 外 利 息	74,622	66,762	63,273	57,137	56,840	58,279	62,779	64,898	67,309	69,738	72,495	75,632
	(1) 支 払 外 利 息	72,397	64,054	59,901	53,765	53,468	54,907	59,407	61,526	63,937	66,366	69,123	72,260
	(2) そ の 他	2,225	2,708	3,372	3,372	3,372	3,372	3,372	3,372	3,372	3,372	3,372	3,372
	支 出 計 (D)	1,511,565	1,573,411	1,596,779	1,609,219	1,600,228	1,609,627	1,604,459	1,606,118	1,613,764	1,616,153	1,615,726	1,601,897
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	49,498	11,591	16,363	109,036	26,267	△ 21,708	△ 44,656	△ 61,590	△ 73,430	△ 82,837	△ 90,631	△ 95,437
	特 別 利 益 (F)	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 失 (G)	0	50	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	△ 41	△ 41	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流 動	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	49,498	11,550	16,322	109,036	26,267	△ 21,708	△ 44,656	△ 61,590	△ 73,430	△ 82,837	△ 90,631	△ 95,437
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	179,345	190,895	207,217	316,252	342,519	320,811	276,155	214,565	141,135	58,299	△ 32,332	△ 127,769
	流 動 資 産 (J)	538,097	580,871	497,950	486,662	473,942	463,132	436,838	455,972	509,487	580,993	673,461	748,136
	う ち 未 収 金	330,464	322,579	354,340	406,520	378,380	377,426	377,012	375,504	374,544	372,265	370,517	367,696
	流 動 負 債 (K)	823,685	776,956	747,413	683,987	743,727	605,394	559,897	417,523	387,037	350,704	339,849	325,945
	う ち 建 設 改 良 費 分	398,824	329,139	275,260	230,601	307,979	185,612	169,506	148,742	129,807	105,559	106,615	104,671
	う ち 未 払 金	84,456	92,195	112,888	112,888	112,888	112,888	112,888	112,888	112,888	112,888	112,888	112,888
	累 積 欠 損 金 比 率 ((I) / (A) × 100)											3.1%	12.4%
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)												
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	884,373	879,343	875,720	1,095,321	1,031,054	1,034,147	1,038,871	1,038,245	1,039,163	1,037,949	1,038,433	1,033,949
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事 業 の 規 模	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)												
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)												
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 模 (P)												
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)												

(イ) 資本的収支

【資本的収支】

(単位：千円)

区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資本的 収支	1. 企 業 債	374,640	373,520	426,180	395,926	421,380	551,089	389,266	369,882	293,600	292,600	292,600	283,600
	うち 資 本 費 平 準 化 債	223,440	167,020	167,480	100,326	111,780	108,560	113,666	104,282	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	152,676	141,055	101,899	53,548	38,701	42,320	34,714	44,106	32,252	27,378	18,328	15,151
	3. 他 会 計 補 助 金	3,135											
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	70,800	72,800	140,800	147,000	148,000	156,000	159,000	137,000	146,000	147,000	147,000	147,000
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 費 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. そ の 他	25,373	95,948	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200
	計 (A)	626,624	683,333	685,089	612,674	624,281	765,610	599,180	567,188	488,052	483,178	474,128	461,951
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純 計 (A)-(B) (C)	626,624	683,333	685,089	612,674	624,281	765,610	599,180	567,188	488,052	483,178	474,128	461,951
	1. 建 設 改 良 費	314,345	296,561	487,877	528,509	525,509	565,509	531,509	482,509	507,509	507,509	507,509	517,509
	うち 職 員 給 与 費	47,158	48,891	51,994	51,994	51,994	51,994	51,994	51,994	51,994	51,994	51,994	51,994
	2. 企 業 債 償 還 金	780,485	725,434	670,393	625,154	555,977	616,049	477,403	432,714	291,273	259,802	223,580	212,801
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0											
	5. そ の 他	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	1,094,831	1,022,095	1,158,270	1,153,663	1,081,486	1,181,558	1,008,912	915,223	798,782	767,311	731,089	730,310
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	468,207	338,762	473,181	540,989	457,205	415,948	409,732	348,035	310,730	284,134	256,961	268,359
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	452,904	317,125	457,593	516,966	433,318	390,243	385,572	326,103	287,662	261,065	233,892	244,836
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
	3. 繰 越 工 事 費 金												
	4. そ の 他	15,303	21,637	15,588	24,023	23,887	25,705	24,160	21,932	23,069	23,069	23,069	23,523
	計 (F)	468,207	338,762	473,181	540,989	457,205	415,948	409,732	348,035	310,730	284,134	256,961	268,359
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)		5,608,771	5,256,857	5,012,644	4,783,416	4,648,819	4,583,859	4,495,722	4,432,890	4,435,217	4,468,014	4,537,034	4,607,834

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 支 分		177,399	227,804	261,536	159,066	161,083	163,031	165,711	165,692	165,398	166,997	168,871	172,430
	うち 基 準 内 繰 入 金	99,932	105,323	107,836	108,667	113,705	118,438	123,834	125,512	127,511	131,291	135,725	138,485
	うち 基 準 外 繰 入 金	77,467	122,481	153,700	50,399	47,378	44,593	41,877	40,180	37,887	35,706	33,146	33,945
資 本 的 収 支 分		152,676	141,055	101,899	53,548	38,701	42,320	34,714	44,106	32,252	27,378	18,328	15,151
	うち 基 準 内 繰 入 金	47,903	44,733	55,712	53,548	38,702	42,321	32,052	39,703	32,252	27,377	18,328	15,151
	うち 基 準 外 繰 入 金	104,773	96,322	46,187	0	0	0	2,662	4,403	0	0	0	0
合 計		330,075	368,859	363,435	212,614	199,784	205,351	200,426	209,799	197,650	194,375	187,199	187,581

(参考) キャッシュフロー計算書

(単位：千円)

区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
業務活動キャッシュフロー		442,602	411,357	359,943	449,038	444,506	375,063	356,186	343,466	338,541	331,344	324,603	318,372
投資活動キャッシュフロー		△ 199,725	△ 120,998	△ 350,507	△ 316,772	△ 333,189	△ 362,280	△ 328,644	△ 304,099	△ 318,644	△ 317,735	△ 317,735	△ 326,826
財務活動キャッシュフロー		△ 253,169	△ 210,859	△ 142,314	△ 175,680	△ 95,896	△ 22,639	△ 53,423	△ 18,726	34,579	60,175	87,348	85,950
資金の当年度増減額		△ 10,292	79,500	△ 132,878	△ 43,414	15,421	△ 9,856	△ 25,880	20,642	54,475	73,784	94,216	77,497
当年度資金残高		321,672	401,172	268,294	224,880	240,300	230,444	204,564	225,206	279,681	353,465	447,682	525,178

(3) 原価計算表

原価計算表

供用開始年月日 昭和45年4月1日
 処理区域内人口 58,105人（令和4年度）
 計算期間 自 令和7年4月
 至 令和12年3月
 （ 5 年 間 ）

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績 (令和4年度)	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
使 用 料 (①)	千円 809,110	千円 952,604	千円	千円 952,604
受 託 工 事 収 益	0	0		0
雨 水 処 理 負 担 金	74,952	94,822		94,822
そ の 他	677,001	559,973		559,973
(うち、使用料算定上の控除項目②)		295,841		295,841
合 計	1,561,063	1,607,399	0	1,607,399

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績 (令和4年度)	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
管 渠 費	人 給 料	千円 4,566	千円 4,792	千円 4,792
	件 諸 手 当	3,630	4,527	0
	費 福 利 費	1,654	2,003	0
	修 繕 費	2,028	3,249	2,238
	材 料 費	1,428	4,709	4,373
	路 面 復 旧 費	1,502	2,727	1,818
	委 託 料	31,702	43,460	35,269
	そ の 他	9,803	16,731	12,583
小 計	56,313	82,199	25,918	56,281
ポ ン プ 場 費	人 給 料	2,316	2,400	2,400
	件 諸 手 当	1,779	2,520	2,520
	費 福 利 費	767	1,057	1,057
	動 力 費	8,386	10,827	10,827
	修 繕 費	909	1,012	1,012
	材 料 費	0	0	0
	薬 品 費	0	0	0
	委 託 料	12,764	15,805	15,805
小 計	7,216	9,871		9,871
小 計	34,137	43,491	0	43,491
一 般 管 理 費	人 給 料	12,426	10,977	10,977
	件 諸 手 当	8,906	9,838	9,838
	費 福 利 費	4,573	4,474	4,474
	流域下水道管理運営費負担金	298,490	395,531	395,531
	委 託 料	81,431	96,703	96,703
	そ の 他	34,957	6,457	6,457
小 計	440,784	523,979	0	523,979
資 本 費	支 払 利 息	72,397	57,223	38,261
	減 価 償 却 費	904,972	885,594	560,429
	企 業 債 取 扱 諸 費	2,963		0
小 計	980,332	942,817	344,127	598,690
合 計 (③)	1,511,565	1,592,486	370,045	1,222,442
資 産 維 持 費 (④)				0
使用料対象経費 (③ + ④ - ②)				926,600

$$\textcircled{1} / (\textcircled{3} + \textcircled{4} - \textcircled{2}) * 100 = 1.03$$

<使用料水準についての説明>

投資・財政計画計上額 (A) 欄及び公費負担分 (B) 欄は、計算期間 (令和7～11年度) における平均値を記載しています。

収入の部のうち、使用料算定上の控除項目に係る金額を②に記載しています。

支出の部では、雨水処理に係る費用を公費負担分 (B) 欄に記載しています。

使用料対象経費は、総括原価方式に基づき算定しています。

上記は、本経営戦略期間中に経費回収率を80.0%以上確保できる使用料水準に基づき再試算した結果です。

その結果、計算期間 (令和7～11年度) において、使用料により使用料対象経費を賄えています。

第5章 業務目標

1 ロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について（令和2年7月22日）」に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

（参考記載）

公営企業会計を適用した地方公共団体において、今後、汚水処理事業が社会資本整備総合交付金の重点配分対象とならないケース

- ・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ・令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

（国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」より）

（1）業務目標

ロードマップにおける令和15年度の経費回収率80%以上確保

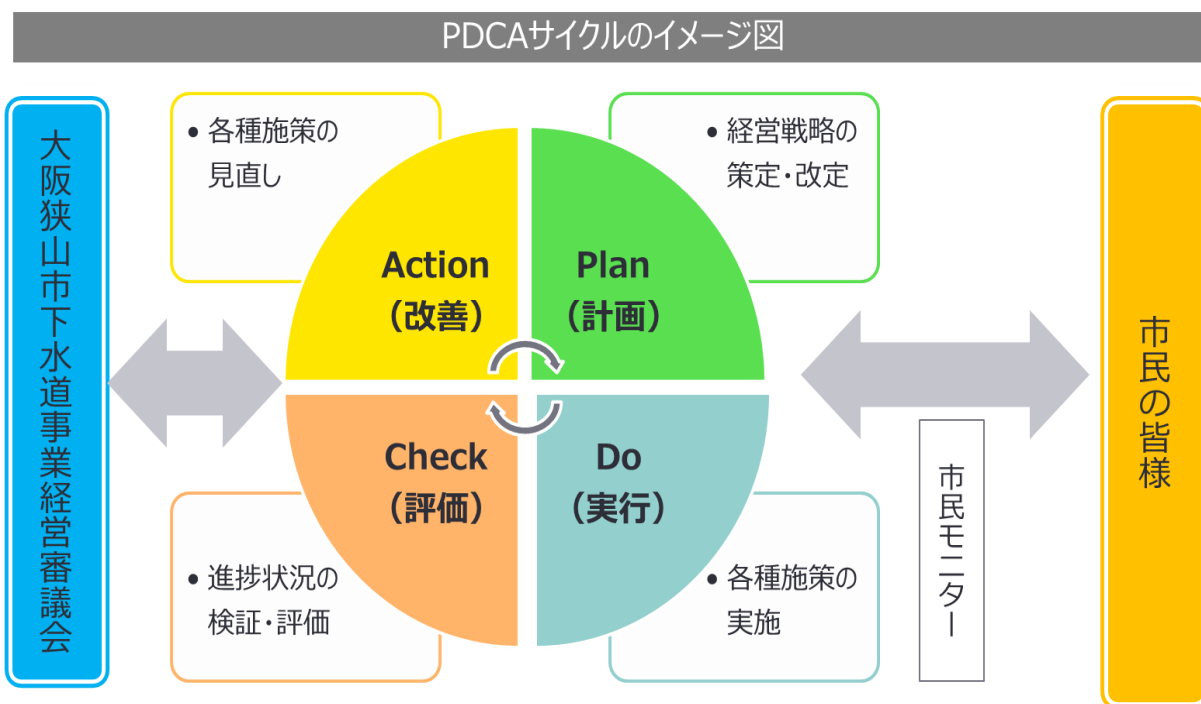
（2）業務目標達成に向けた取組み

① 定期的な経営戦略の見直し	③ 広域化・官民連携
「経営戦略策定・改定ガイドライン」に基づき、5年ごとに経営戦略を見直すことで各目標の達成度の検証及び評価を基に今後の施策や投資・財政計画を見直し、より質の高い「経営戦略」となるよう、経営戦略を定期的に見直します。	本市では、すでに施設の維持管理に係る包括的民間委託を実施していますが、近隣自治体との事務の共同化等、広域化・官民連携を進め更なるコスト削減・業務効率化を目指します。
② 使用料の適正化	④ DX・GXの推進
「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき、経営戦略の見直しと併せて使用料水準及び使用料体系の定期的な検証を行い、収入の適正化を図ります。	AIを活用した運転操作の最適化など、デジタル技術を活用したコスト削減・業務効率化に取り組みます。また、脱炭素社会の実現に向けたGX（グリーン・トランスフォーメーション）への取組みも進めてまいります。
	⑤ 市民の声の聴き取り
	大阪狭山市下水道事業経営審議会において、市民の皆様の声を受信し、経営戦略に反映させてまいります。

2 PDCA

本経営戦略で掲げた目標や取組みについては、財政収支の見通しを立てたうえで、PDCA サイクルに基づき計画的、効率的に推進していきます。

また、概ね5年ごとに、その進捗状況や目標達成度を検証し、下水道事業を取り巻く環境の変化や市民の満足度や意見・要望等を踏まえ、見直しを図っていきます。



発行者 大阪狭山市

大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の 1

TEL : 072-366-0011 (代表)

編集 大阪狭山市水資源部経営総務グループ

下水道工務グループ